

保護林の再編について(案)

平成28年7月1日

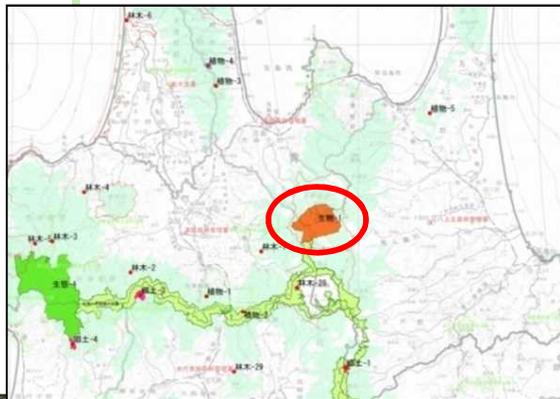
東北森林管理局



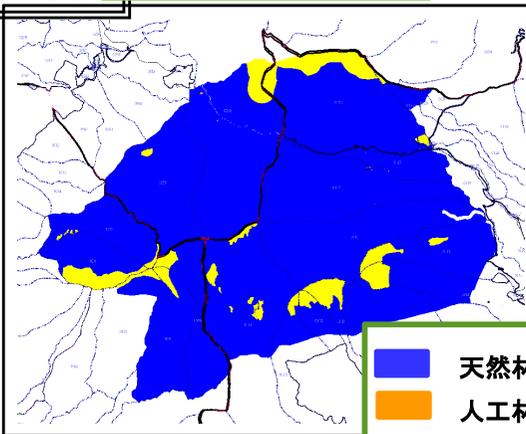
森林生物遺伝資源保存林(2,000ha以上のもの)

1 八甲田山森林生物遺伝資源保存林【人工林・天然林別】

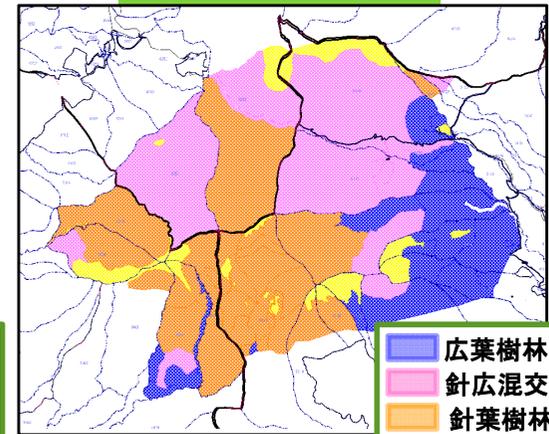
【広・針広・針葉樹別】



○衛星画像



■ 天然林
■ 人工林
■ その他



■ 広葉樹林
■ 針広混交林
■ 針葉樹林
■ 該当外

※「該当外」は、高山帯・崩壊地・荒廃地・沢敷・岩石地・湿地池沼・草地等。



概況

青森県黒石市、平川市、青森市、十和田市にまたがって位置している。
標高600m～1100m程度ではブナ林が広く占める。亜高山帯ではアオモリドマツ林が広域を占め、他にダケカンバ林、ササ草原が見られる。稜線付近には自然低木林が分布し、横沼周辺には湿原が点在する。

面積: 6,409.70ha (津軽署、青森署、三八上北署)、**設定:** 平成8年
林地面積(5,857.62ha)、**除地面積**(552.08ha:うち、付帯地:10.94ha、貸地:1.47ha) **施業履歴**【なし】

林相: 山地帯のブナ林を中核として亜高山帯の針葉樹林、多様な湿原も散在する天然林(林齢:約160～220年生)

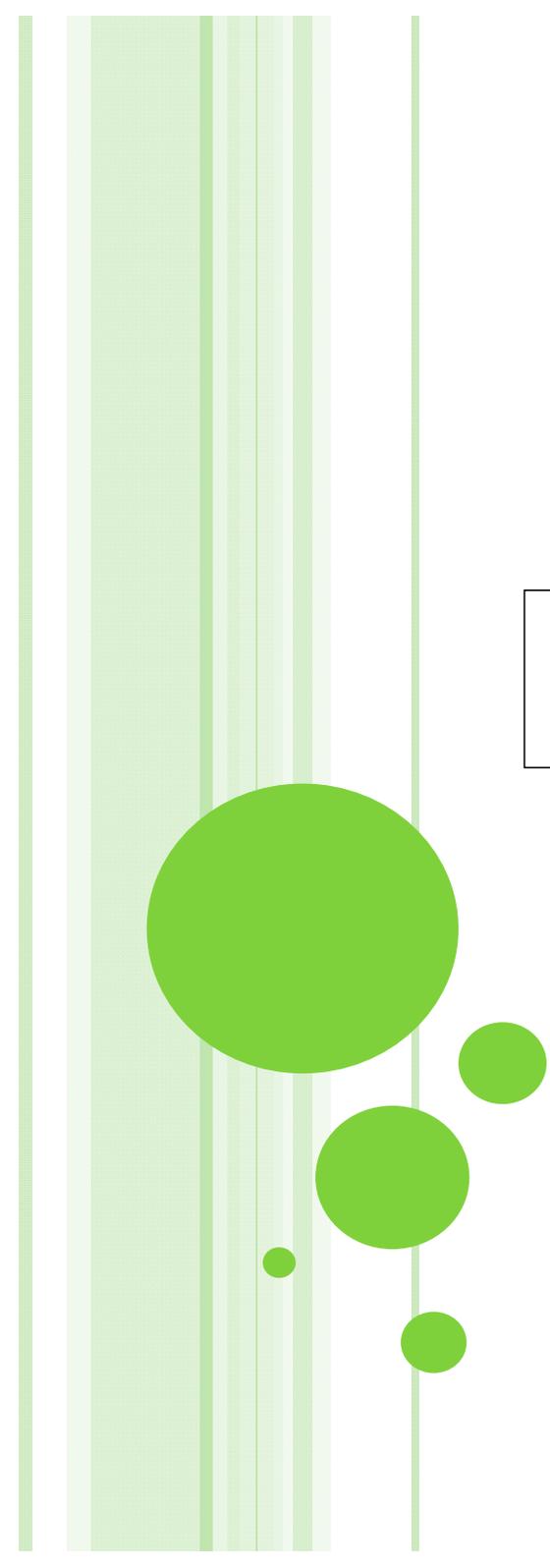
法令・規則: 十和田八幡平国定公園(特保,1特) 【一部】鳥獣保護区(特,普)

保護林区分の検討

本保護林は、地域を代表する自然状態が十分保存された天然林として、これまで森林生物遺伝資源保存林として設定されてきた区域である。
このため森林の状況は、生物群集保護林の「自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域」であり、また、300ha以上の面積基準を満たしていることから、生物群集保護林とする考え。

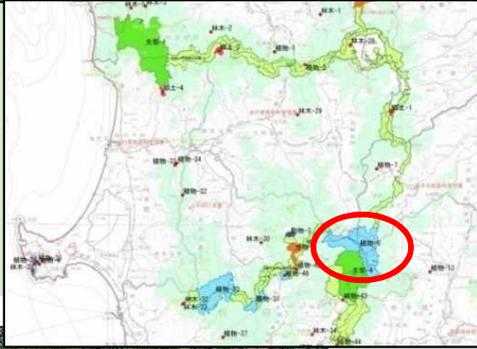
再編後の保護林区分等

生物群集保護林、自然維持タイプ(機能類型)



植物群落保護林(2,000ha以上のもの)

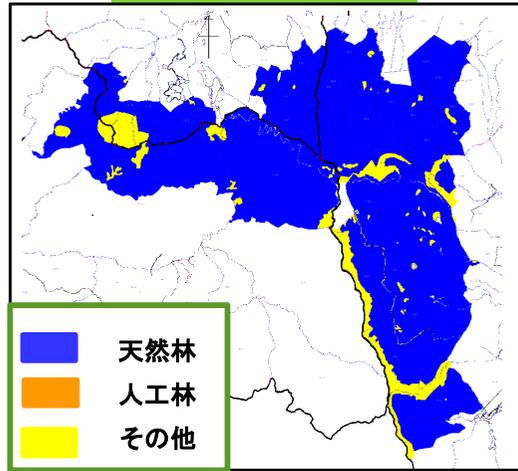
6 八幡平植物群落保護林



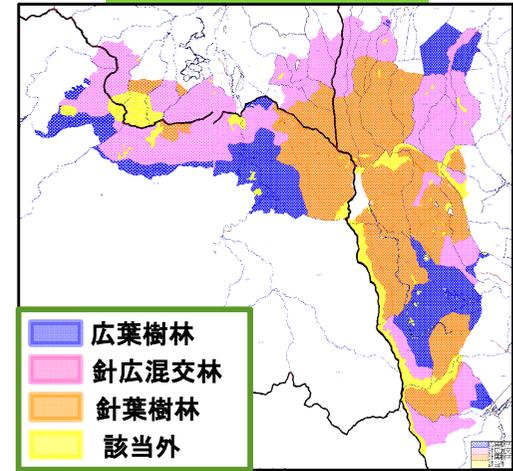
〇衛星画像



【人工林・天然林別】



【広・針広・針葉樹別】



概況

岩手県八幡平市、秋田県仙北市、鹿角市にまたがって位置している。

山地帯から亜高山帯の典型的な垂直分布を示している。

また、散在する高層湿原があり希少な植物が見られる。標高1,000m程度から上は亜高山帯に入り、ブナの優占する山地帯の植生から、コマツガやダケカンバなどが優占する植生へと移行している。また、保護林内の山頂付近には高層湿原が散在し、多くの湿生の高山植物の生育地にあることを確認されている。

面積: 10,234.55ha (岩手北部署、米代東部署、秋田署)、**設定:** 平成11年,18年

林地面積(9,291.40ha)、除地面積(943.15ha:うち、付帯地:9.46ha、貸地:10.06ha) 施業履歴【なし】

林相: 山地帯から亜高山帯の典型的な垂直分布を示す天然林(林齢:約140~200年生)

法令・規則: 【一部】十和田八幡平国立公園(特保,1特,2特,3特)、鳥獣保護区(特,普)

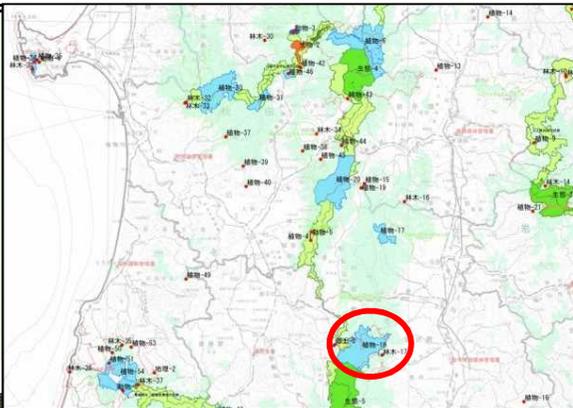
保護林区分の検討

本保護林は、森林概況に示す植物群落に着目して設定されており、森林の状況は、生物群集保護林の「自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域」に合致している。また、面積基準300ha以上を満たしていることから、生物群集保護林とする考え。

再編後の保護林区分等

生物群集保護林、自然維持タイプ(機能類型)

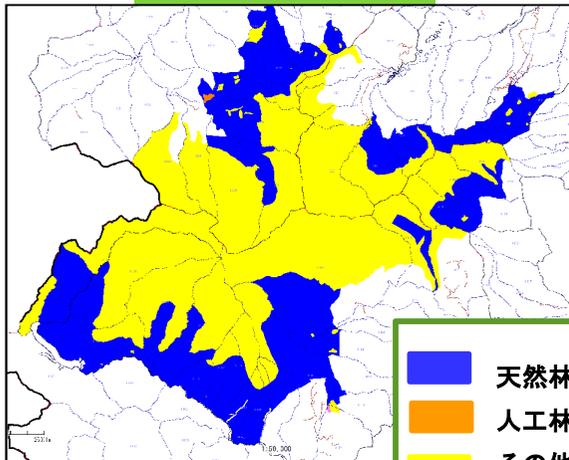
18 焼石岳植物群落保護林



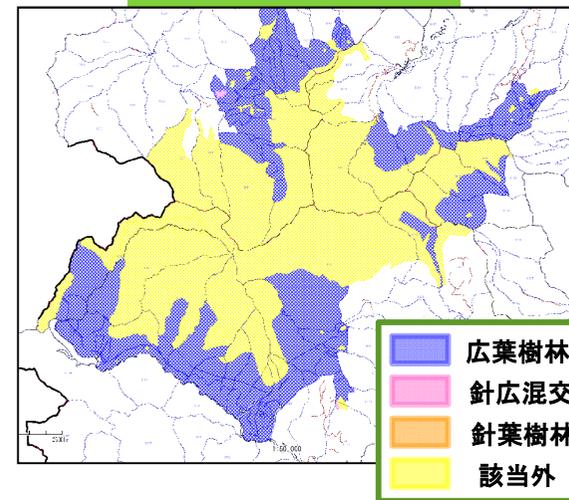
岩手県画像



【人工林・天然林別】



【広・針広・針葉樹別】



概況

岩手県奥州市、北上市、西和賀町、金ケ崎町にまたがって位置している。

高山帯は「ハイマツ-コケモモ型」を主体とした植物群落で、亜高山帯は「ミヤマナラ-チシマザサ型」、尾根部に「キタゴヨウ林」、湿性沢部に「トチ-カツラー-ユキツバキ-オシダ型」の群落組成がみられ、ヒメカイウ(南限)の群落のある中間湿原もある。

面積: 8,768.22ha (岩手南部署)、**設定:** 平成10年

林地面積(3,463.90ha)、除地面積(5,304.32ha:うち、付帯地:1.82ha、貸地:26.35ha) 施業履歴【なし】

林相: 高山帯から山地帯にまたがる多様な天然林(林齢:約130~210年生)

法令・規則: 【一部】栗駒国定公園(1特,2特,3特)、県史跡名勝天然記念物、鳥獣保護区(普)

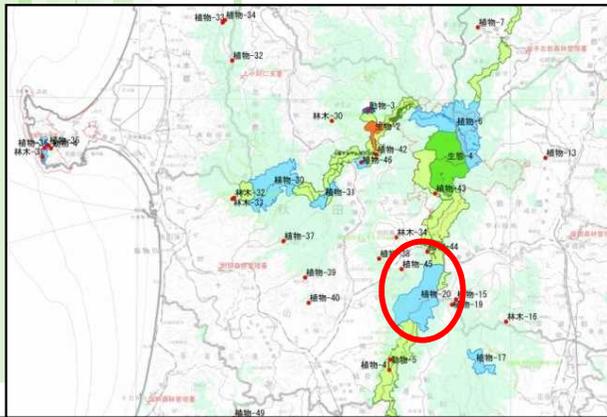
保護林区分の検討

本保護林は、森林概況に示す植物群落に着目して設定されており、森林の状況は、生物群集保護林の「自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域」に合致している。また、面積基準300ha以上を満たしていることから、生物群集保護林とする考え。

再編後の保護林区分等

生物群集保護林、自然維持タイプ(機能類型)

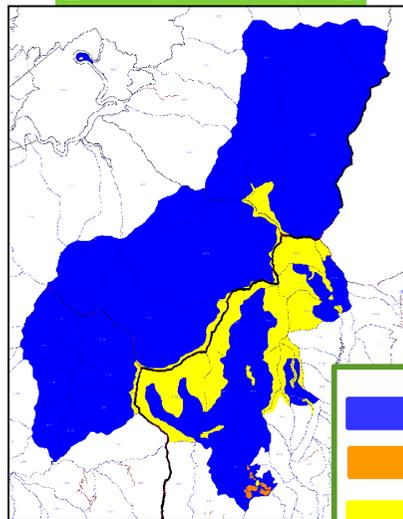
20 和賀岳植物群落保護林



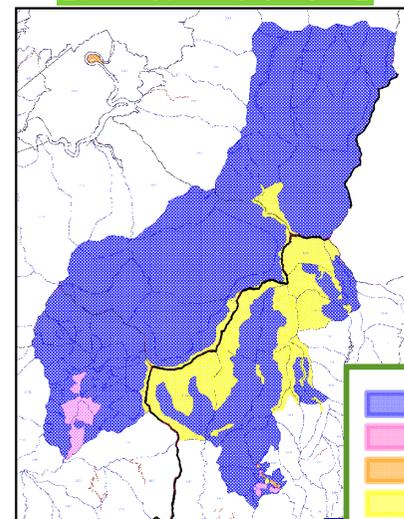
〇衛星画像



【人工林・天然林別】



【広・針広・針葉樹別】



概況

岩手県西和賀町、秋田県仙北市、大仙市にまたがって位置している。

山地帯のブナ、ミズナラ林～亜高山帯のミヤマナラ群落、高山性のハイマツ群落に至る、多様な植生により構成される森林生態系。尾根部では、ヒノキアスナロ群落もみられている。

面積: 8,954.72ha (岩手南部署、秋田署)、**設定:** 平成10年

林地面積(7,562.75ha)、**除地面積**(1,391.97ha:うち、付帯地:3.21ha、貸地:0.12ha) **施業履歴**【なし】

林相: 高山帯から山地帯にまたがる多様な天然林(林齢:約130～200年生)

法令・規則: 真木真昼県立自然公園(1特,2特,3特)、鳥獣保護区(特、普)

保護林区分の検討

本保護林は、森林概況に示す植物群落に着目して設定されており、森林の状況は、生物群集保護林の「自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域」に合致している。また、面積基準300ha以上を満たしていることから、生物群集保護林とする考え。

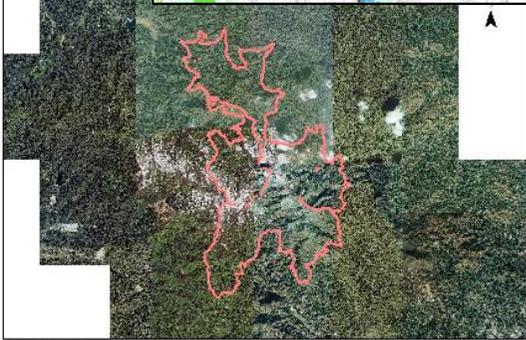
再編後の保護林区分等

生物群集保護林、自然維持タイプ(機能類型)

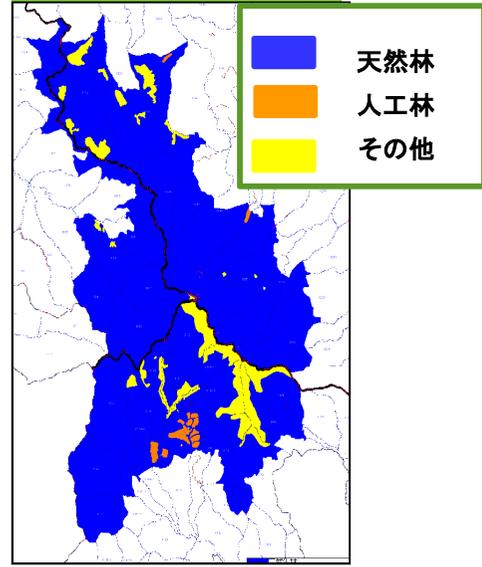
24 船形山(御所山) 植物群落保護林



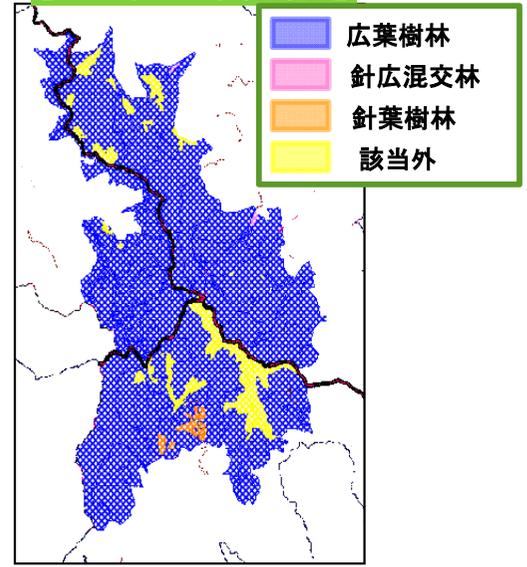
○衛星画像



【人工林・天然林別】



【広・針広・針葉樹別】



概況

宮城県加美町、色麻(しかま)町、仙台市、山形県尾花沢市にまたがって位置している。船形山を中心として広がる複合的な植物群落であり、日本海型ブナ林、ミヤマナラ林、キタゴヨウ・クロベ林、サワグルミ・オヒョウ林といった森林植生のほか、風穴植物群落、湿性植物群落などを含む。

面積: 7,150.73ha (山形署、宮城北部署、仙台署)、**設定:** 平成11年,16年
林地面積(6,575.25ha)、**除地面積**(575.48ha:うち、付帯地:9.39ha、貸地:1.79ha) **施業履歴【あり】**
林相: 日本海型ブナ林を種として亜高山帯植生や風穴植物群落、湿性植物群落がみられる多様な天然林(林齢:約130~210年生)
法令・規則: 船形連峰県立自然公園(1特、2特、3特)、【一部】鳥獣保護区(特、普)

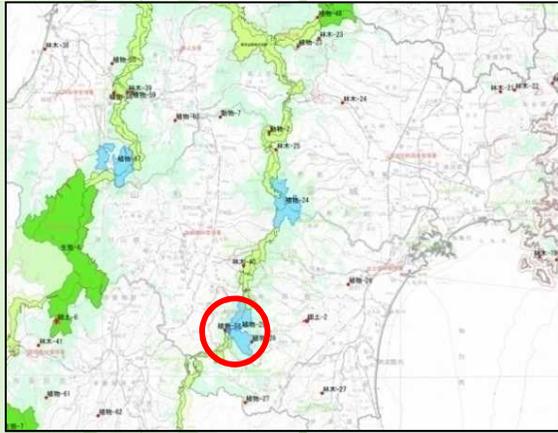
保護林区分の検討

本保護林は、森林概況に示す植物群落に着目して設定されており、森林の状況は、生物群集保護林の「自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域」に合致している。また、面積基準300ha以上を満たしていることから、生物群集保護林とする考え。

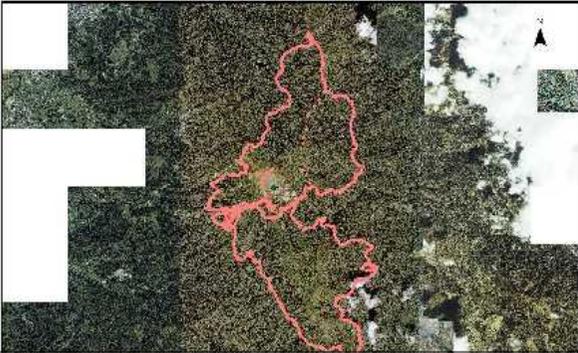
再編後の保護林区分等

生物群集保護林、自然維持タイプ(機能類型)

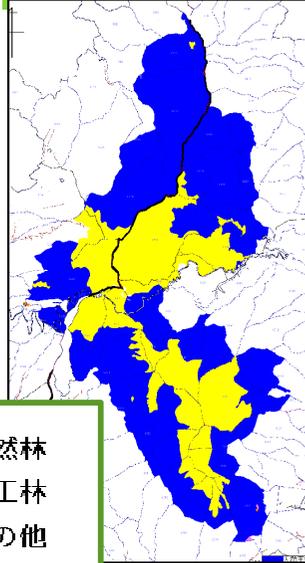
29 蔵王植物群落保護林



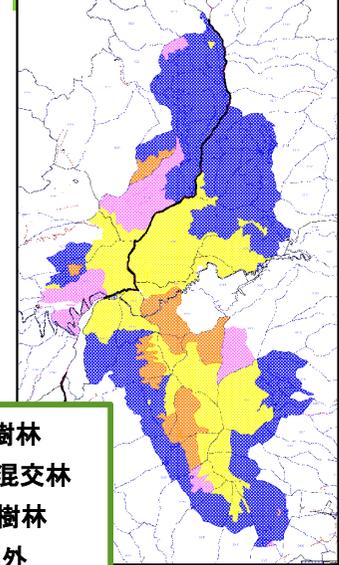
○衛星画像



【人工林・天然林別】



【広・針広・針葉樹別】



概況

宮城県白石市、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、山形県山形市、上山市にまたがって位置している。蔵王山系一帯を占めるものであり、その森林構成は一部急崖地形等の林地外を除きすべて天然林となっている。また、ブナを主体とする林分は標高1350m付近からアオモリトドマツ林に移行する。

面積: 6,619.18ha (山形署、仙台署)、**設定:** 平成12年、16年
林地面積(4,474.02ha)、**除地面積**(2,145.16ha:うち、付帯地:5.69ha、貸地:8.19ha) **施業履歴【なし】**

林相: 山地帯から亜高山帯にまたがる気候的極相林、新規火山噴出物状の自然林など多様な天然林(林齢:約130~210年生)

法令・規則: 【一部】蔵王国定公園(特保、1特、2特、3特)、鳥獣保護区(特、普)

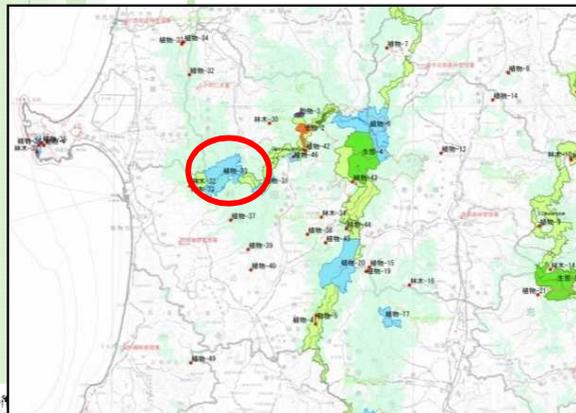
保護林区分の検討

本保護林は、森林概況に示す植物群落に着目して設定されており、森林の状況は、生物群集保護林の「自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域」に合致している。また、面積基準300ha以上を満たしていることから、生物群集保護林とする考え。

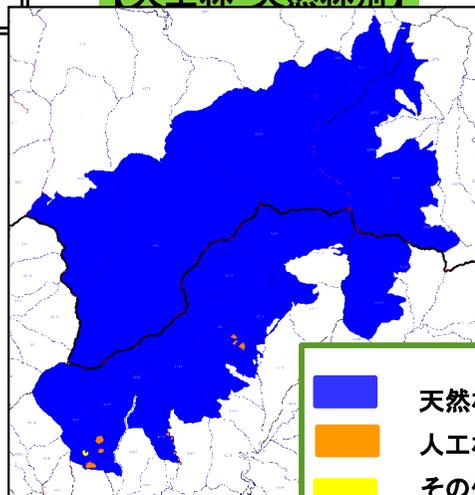
再編後の保護林区分等

生物群集保護林、自然維持タイプ(機能類型)

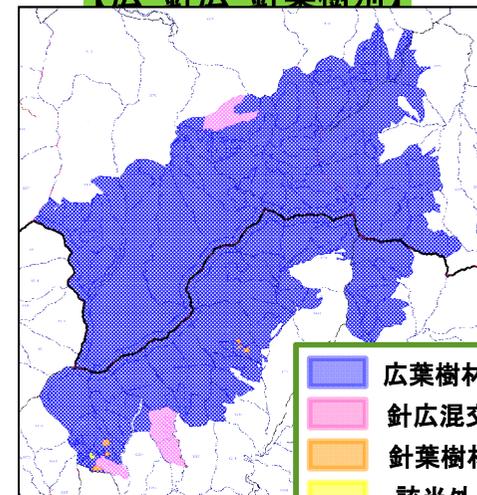
30 太平山周辺植物群落保護林



【人工林・天然林別】



【広・針広・針葉樹別】



概況

秋田県秋田市、北秋田市、上小阿仁村にまたがって位置している。
広域的に高齢級ブナ林が分布するとされる。

尾根筋には、キタゴヨウクロベ林やオサバグサ、コアニチドリ等の貴重群落・貴重種の生育環境が残されている。

面積: 6,619.18ha (秋田署、上小阿仁支署)、**設定:** 平成18年

林地面積(7,183.05ha)、除地面積(40.20ha:うち、付帯地:1.89ha、貸地:0.75ha) 施業履歴【なし】

林相: 高山帯から山地帯にまたがる多様な天然林(林齢:約130~210年生)

法令・規則: 【一部】太平山県立自然公園(1特、2特、3特)

保護林区分の検討

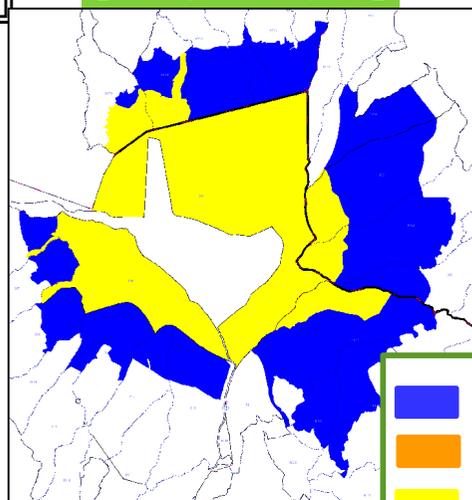
本保護林は、森林概況に示す植物群落に着目して設定されており、森林の状況は、生物群集保護林の「自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域」に合致している。また、面積基準300ha以上を満たしていることから、生物群集保護林とする考え。

再編後の保護林区分等

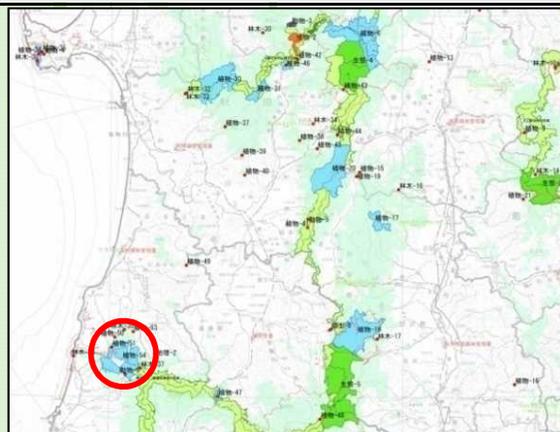
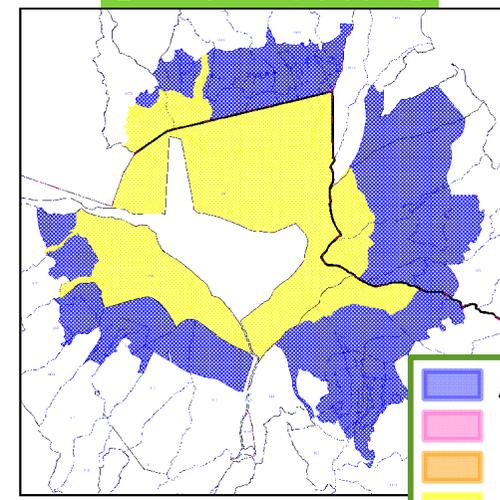
生物群集保護林、自然維持タイプ(機能類型)

54 鳥海山植物群落保護林

【人工林・天然林別】



【広・針広・針葉樹別】



〇市庄田家



概況

秋田県にかほ市、由利本荘市、山形県酒田市、遊佐町にまたがって位置している。

概ね標高1,100mまではブナ・チシマザサ群落、その上部にはミヤマナラ、ハイマツ、ミヤマハンノキ、ナナカマド、ミネカエデ等の群落、凹地帯には雪原植物群落、ツガザクラ群落が分布している。

なお、鳥海山特産種であるチョウカイフスマ・チョウカイアザミが生育しているほか、秋田県側の一部にはコメツガの分布が確認されている。

面積: 7,148.58ha (由利署、庄内署)、**設定:** 平成16年

林地面積(3,894.40ha)、**除地面積**(3,254.18ha:うち、付帯地:0.07ha、貸地:1.51ha) **施業履歴**【なし】

林相: 鳥海山周辺のブナを主とする天然林(林齢:約130~210年生)

法令・規則: 【一部】鳥海国定公園(特保、1特、2特、3特)、鳥獣保護区(普)

保護林区分の検討

本保護林は、森林概況に示す植物群落に着目して設定されており、森林の状況は、生物群集保護林の「自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域」に合致している。また、面積基準300ha以上を満たしていることから、生物群集保護林とする考え。

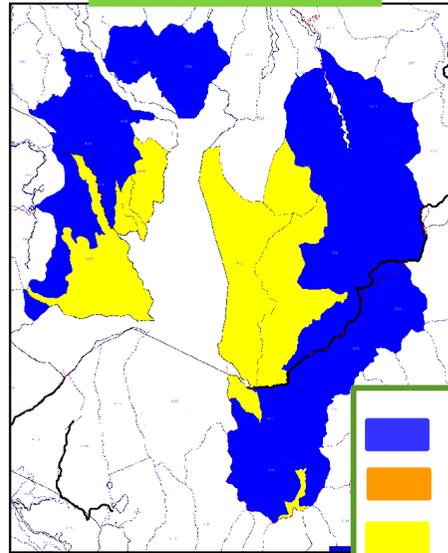
再編後の保護林区分等

生物群集保護林、自然維持タイプ(機能類型)

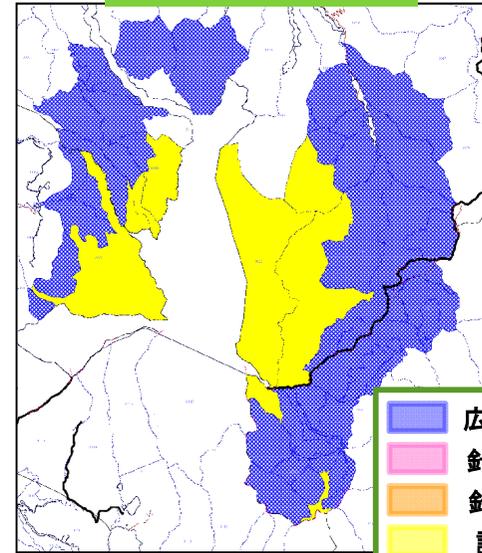
57 月山植物群落保護林



【人工林・天然林別】



【広・針広・針葉樹別】



概況

山形県鶴岡市、庄内町、大蔵村にまたがって位置している。月山周辺の標高700~1,400mの区域にはブナ林が広がっており、その上部にはミヤマナラ、ナナカマド、ミネカエデ、チシマザサ等の群落が発達している。また、固有種のガッサンチドリ、南限種のエゾノツガザクラ、北限種のハクサントリカブトなどが生育している。

面積: 6,821.54,ha (庄内署、最上支署)、**設定:** 平成16年

林地面積(4,612.10ha)、**除地面積**(2,209.44ha:うち、付帯地:0ha、貸地:6.63ha) **施業履歴**【なし】

林相: 山地帯のブナ林、亜高山帯の針葉樹林、豊富な高山植物、多様な湿原も散在する天然林(林齢:約130~210年生)

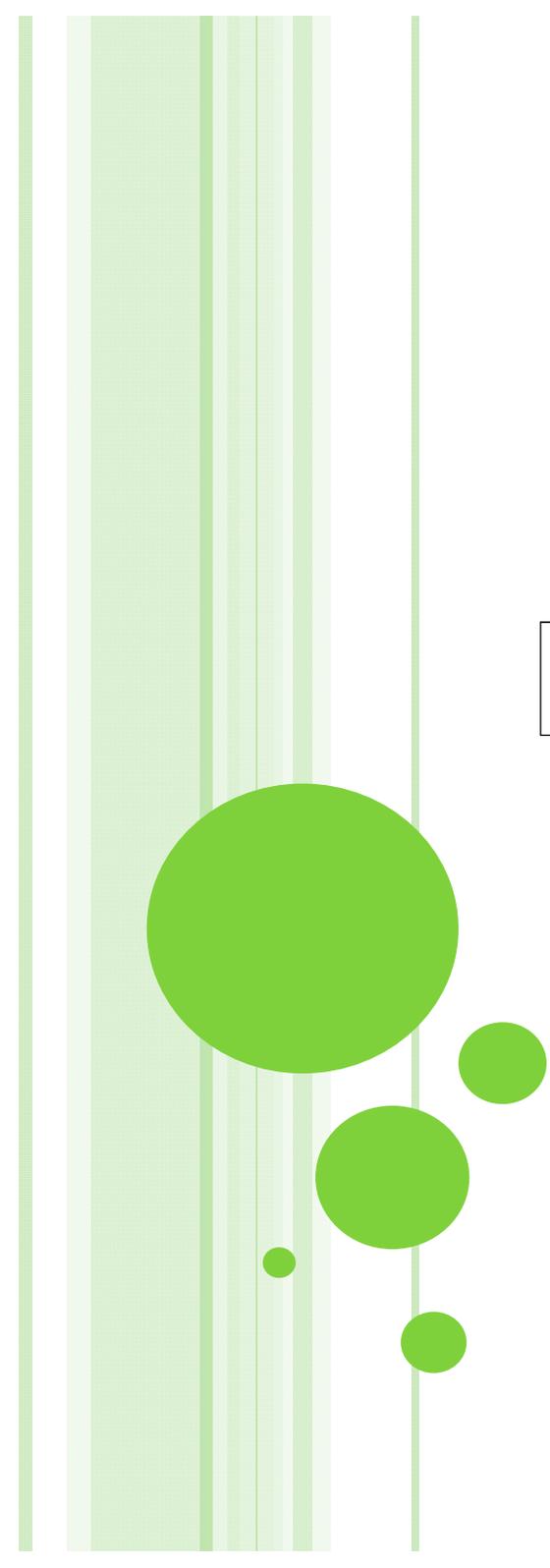
法令・規則: 磐梯朝日国立公園(特保、1特、2特、3特)、【一部】史跡名勝天然記念物

保護林区分の検討

本保護林は、森林概況に示す植物群落に着目して設定されており、森林の状況は、生物群集保護林の「自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集がまとまりを持って存在する区域」に合致している。また、面積基準300ha以上を満たしていることから、生物群集保護林とする考え。

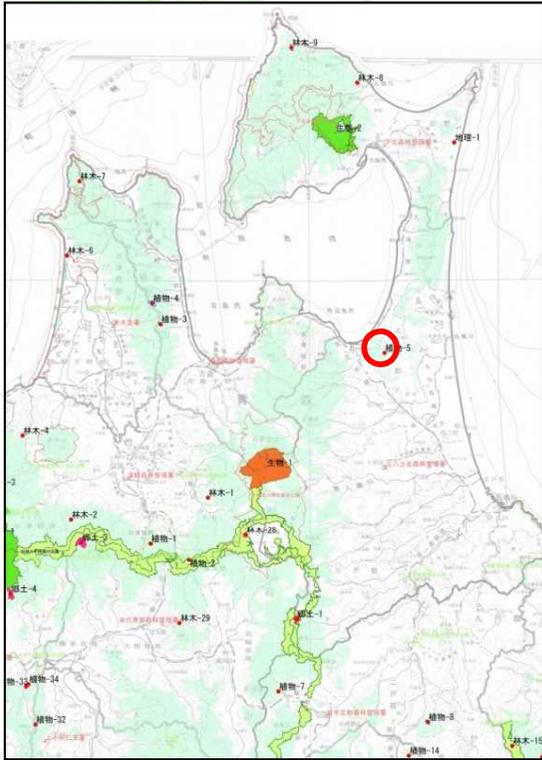
再編後の保護林区分等

生物群集保護林、自然維持タイプ(機能類型)



植物群落保護林(5ha未満のもの)

5 横沢山甲地松 植物群落保護林



概況

青森県東北町に位置している。
南部地方を代表するアカマツ高木林であり、特別母樹林(昭和48)に指定されている。

面積: 2.22ha、**設定:** 平成元年
林相: 主にアカマツ天然林(林齢: 約170年生)
目的: 甲地松の保存及び天然推移の観察
法令・規則: 特別母樹林



○衛星画像



保護林区分の検討

本保護林は、南部アカマツの系統をくむアカマツの天然林であり、当該地域では希少な個体群であるが、5ha未満であり、希少個体群保護林の面積要件を満たしていない。

一方、同林分は、特別母樹林(林業種苗法)として保護されている。

このことから、今後同林分は保護林の設定はせず、特別母樹林として管理を行うことで希少な個体群の保護を図る考え。

再編後の保護林区分等

特別母樹林、自然維持タイプ(機能類型)

11 半城子南部アカマツ 植物群落保護林

概況

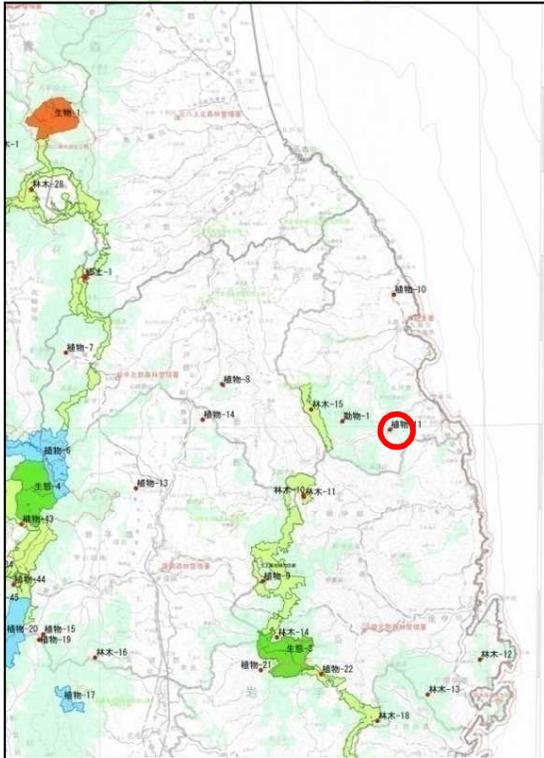
岩手県岩泉町に位置している。
南部アカマツの系統をくむアカマツの天然林である。

面積: 2.09ha、**設定:** 昭和44年

林相: 主にアカマツ天然林(林齢:約130年生)

目的: アカマツ林を保存

法令・規則: (水源涵養保安林)



○衛星画像



保護林区分の検討

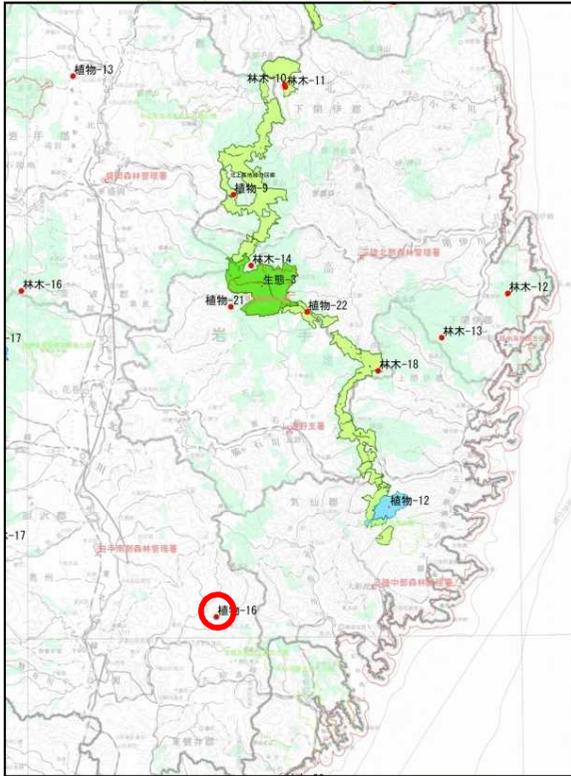
本保護林は、南部アカマツの系統をくむアカマツの天然林であり、遺伝資源としては重要であるが、5ha未満であり、希少個体群保護林の面積要件を満たしていない。

一方、南部アカマツの系統をくむアカマツの保護林は岩手県内でも複数あることから、引き続き機能類型を自然維持タイプとし、保護対象の維持を旨として管理経営を行うこととするが、同林分は保護林の設定はしないこととする考え。

再編後の保護林区分等

自然維持タイプ(機能類型)

16 一関東山松 植物群落保護林



衛星画像



概況

岩手県一関市に位置している。

南部あかまつの系統をくむ「東山松」の天然林を主体としており、特別母樹林(昭和48年)に指定されている。

面積: 3.78ha、**設定:** 平成4年

林相: 主にアカマツ天然林(林齢: 約150年生)

目的: 東山松の保存及び天然推移の観察

法令・規則: 特別母樹林



保護林区分の検討

本保護林は、南部アカマツの系統をくむアカマツの天然林であり、当該地域では希少な個体群であるが、5ha未満であり、希少個体群保護林の面積要件を満たしていない。

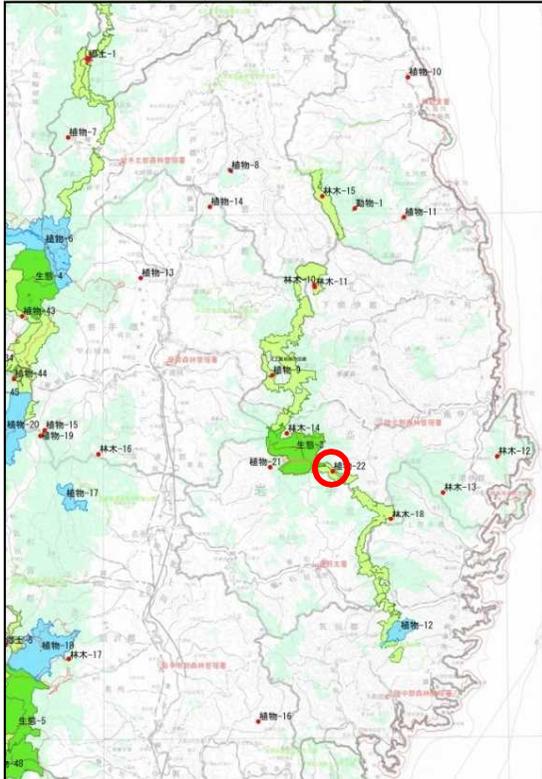
一方、同林分は、特別母樹林(林業種苗法)として保護されている。

このことから、今後同林分は保護林の設定はせず、特別母樹林として管理を行うことで希少な個体群の保護を図る考え。

再編後の保護林区分等

特別母樹林、自然維持タイプ(機能類型)

22 猿屋裏湿原 植物群落保護林



○衛星画像



「L20090」衛星画像からベクタースタイルで抽出した図面（単位なし） 1:20,000

概況

岩手県遠野市に位置している。

北上山地の湿原のうち、もっとも高層湿原的要素の多い植物群落を有している。池沼中は「ミカズキグサ-ヤチスゲ型」、湿原中は「ミズゴケ-ミカズキグサ型」の高層湿原要素の群落組成であり、周縁部は「レンゲツツジ-ハイイヌゲ型」を主体に「ヤマアゼスゲ-タチギボウシ型」等の中間湿原要素の植物群落となっている。

面積: 1.25ha、**設定:** 平成10年

林相: 広葉樹を主体とした天然林(林齢:約60年生)

目的: 北上山地の湿原のうち、もっとも高層湿原的要素の多い植物群落の保存

法令・規則: (水源涵養保安林)



保護林区分の検討

本保護林は、湿原植生の保護を目的としており、湿原という特殊な立地条件に群生する植生を保護対象としているが、面積要件5ha以上を満たしておらず、引き続き自然維持タイプとして自然の推移に委ねる管理経営を行うこととするが、保護林の設定はしない考え。

一方、本保護林は緑の回廊の中に位置しており、単純に保護林を解除した場合、当該箇所の緑の回廊に空白地帯が生じてしまうことから、本保護林区域を緑の回廊に組み込むこととする考え。

再編後の保護林区分等

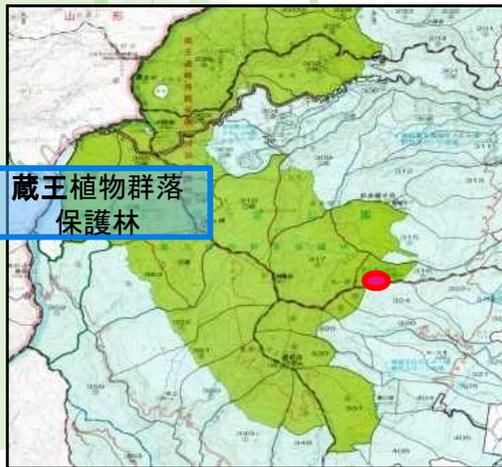
北上高地緑の回廊、自然維持タイプ(機能類型)

28 蔵王馬の神岳カラマツ 植物群落保護林

概況

宮城県蔵王町に位置している。
当保護林内のカラマツは分布の北限とされている。

面積: 1.92ha、**設定:** 昭和62年
林相: 主にカラマツ天然林(林齢: 約200年生)
目的: カラマツ天然北限地の保存
法令・規則: 蔵王国定公園(2特)、鳥獣保護区(普)



蔵王植物群落
保護林

〇測量四角



〔2000年撮影、4.5m/ピクセル、24bit〕



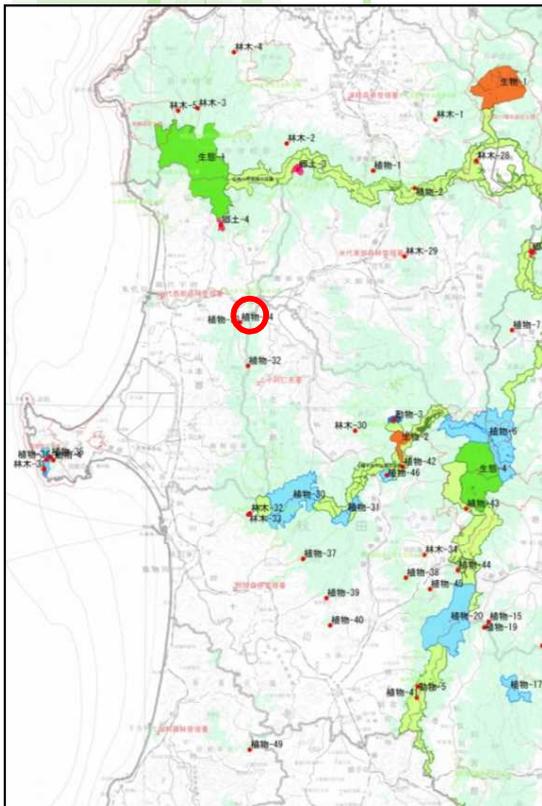
保護林区分の検討

本保護林は、天然に生育するカラマツの北限地であることに着目して設定されたものであり、分布限界域に位置する個体群である。しかしながら、面積が5haに満たないこと、また、当該林分の周囲は別途蔵王植物群落保護林となっていることから、これらを一体的に保護林として整備する考え。

再編後の保護林区分等

生物群集保護林(蔵王と統合)、自然維持タイプ(機能類型)

34 仁鮎渕瀬カツラ 植物群落保護林



○毎年回視



©2006 国土院 国土地院 国土地院 国土地院

概況

秋田県能代市に位置している。

カツラが純林状に自生している天然林であり、県内ではこのようにまとまった純林は、非常に珍しい。

なお、スギ植林に囲まれていて保護林の中央部は湿地になっており、その湿地を取り囲むようにカツラが分布している。

面積: 0.20ha、**設定:** 平成5年

林相: 針葉樹を主体とした天然林(林齢:約210年生)

目的: カツラ純林の保存

法令・規則: (水源涵養保安林)



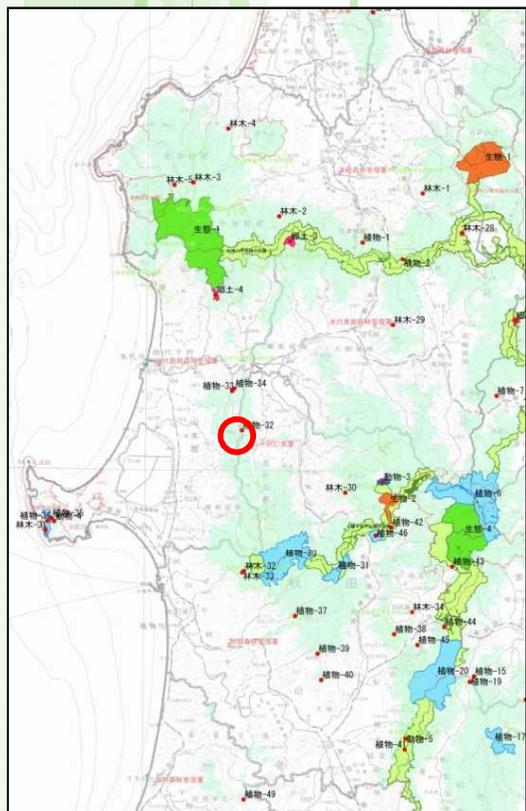
保護林区分の検討

本保護林は、カツラの天然林に着目して設定されたものであるが、面積が極めて小さい。このため、引き続き機能類型を自然維持タイプとし、保護対象の維持を旨として管理経営を行うこととするが、保護林の設定はしない考え。

再編後の保護林区分等

自然維持タイプ(機能類型)

40 小又沢バッコ杉 植物群落保護林



〇物呈画像



概況

秋田県大仙市に位置している。

バッコ杉は、小又沢国有林の溪谷沿い斜面地に成立するスギの天然林であり、古くから巨木として、地域住民から伝承されてきたものである。

面積: 0.08ha、**設定:** 平成3年

林相: スギを主体とした天然林(林齢:約60~110年生)

目的: バッコ杉の保存

法令・規則: 大仙市指定天然記念物



保護林区分の検討

本保護林は、巨木(単木)に着目して設定されたものであり、生態系というよりは単木の保護である。

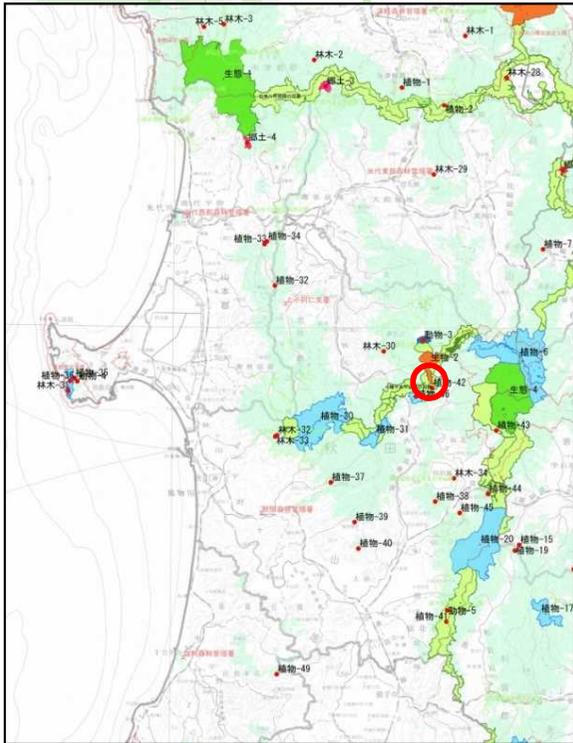
このことから、引き続き機能類型を自然維持タイプとし、保護対象の維持を旨として管理経営を行うこととするが、保護林の設定はしない考え。

なお、バッコ杉は大仙市の天然記念物に指定されており、今後も指定に基づいた管理経営を行うことにより、適正な保全を図る考え。

再編後の保護林区分等

自然維持タイプ(機能類型)

42 湯沢沢ヒメカイウ 植物群落保護林



概況

秋田県美郷町に位置している。
ヒメカイウが、昭和63年に秋田県内では初めて発見された場所であり、自生地周辺の人工林を含めて保存されている。
なお、ヒメカイウは、氷河期の遺産植物で、ブナ帯からシラビソ帯の浅い水中や湖畔に群生する。

面積: 4.97ha、**設定:** 平成3年
林相: 主にスギ天然林(林齢:約50年生)
目的: ヒメカイウ及び自生地周辺の人工林も含め保存
法令・規則: (水源涵養保安林、保健保安林)



○衛星画像



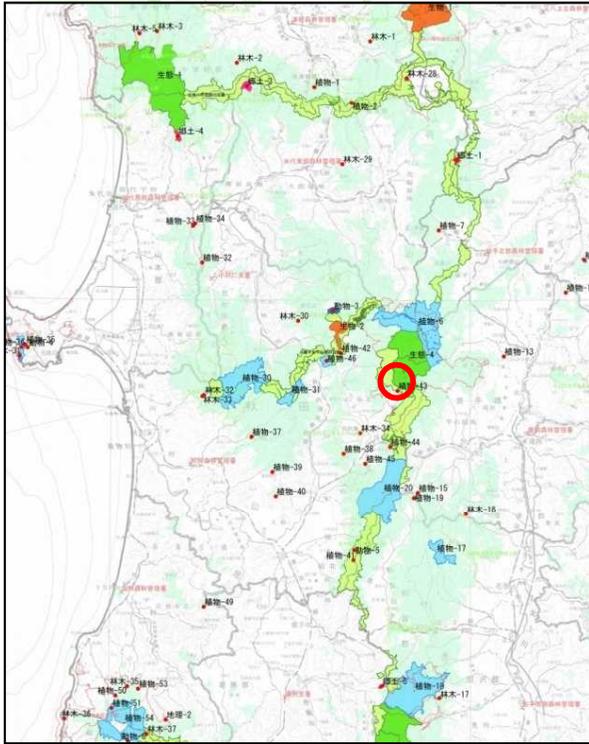
保護林区分の検討

本保護林は、ヒメカイウ(準絶滅危惧種(NT):環境省レッドリスト)等に注目して設定されたものであり、生育地である湿地に拡大の余地がなく、面積要件5ha以上を満たしていないが、モニタリング調査結果から該当箇所が持続的に維持されてきていることを踏まえると、希少個体群保護林とする考え。

再編後の保護林区分等

希少個体群保護林、自然維持タイプ(機能類型)

43 蟹場沢トガクシショウマ 植物群落保護林



概況

秋田県仙北市に位置している。
トガクシショウマが谷川沿いの陰地に群落をなす、ブナを主体とした広葉樹林である。
トガクシショウマは、日本特産の稀産種であり、個体数が極めて少ないとされている。

面積: 3.00ha、**設定:** 平成3年

林相: 広葉樹を主体とした天然林(林齢:約50~200年生)

目的: トガクシショウマ群落の保存

法令・規則: 十和田八幡平国立公園(3特)



○衛星画像



保護林区分の検討

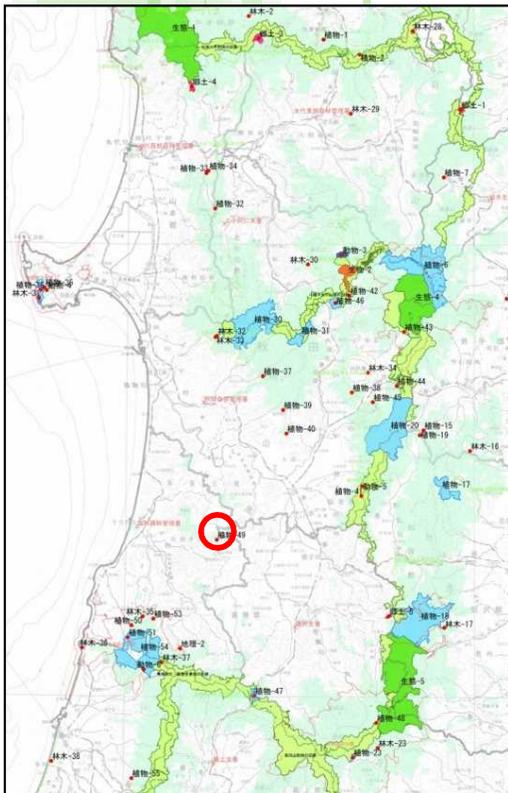
本保護林は、トガクシショウマ(準絶滅危惧種(NT):環境省レッドリスト等)着目して設定されたものであるが、面積要件5ha以上を満たしておらず、引き続き自然維持タイプとし、保護対象の維持を旨として管理経営を行うこととするが、保護林の設定はしない考え。

一方、本保護林は緑の回廊に接続しており、単純に保護林を解除した場合、当該箇所の緑の回廊が狭隘になってしまうことから、本保護林区域を緑の回廊に組み込む考え。

再編後の保護林区分等

奥羽山脈緑の回廊、自然維持タイプ(機能類型)

49 法内の八本杉 植物群落保護林



○衛星画像



©2006 国土院/株式会社スウェーデンイメージング (株) 1:20,000

概況

秋田県由利本荘市に位置している。
法内の八本杉は、樹齢500年以上といわれる巨木である。
根元には、山の神を祀るお堂と鳥居があり、『神の宿り木』として法内地区住民に大切に保存されてきたものである。

面積: 0.50ha、**設定:** 平成3年

林相: スギを主体とした天然林(林齢:約210年生)

目的: 杉の巨木の保護

法令・規則: 秋田県指定天然記念物



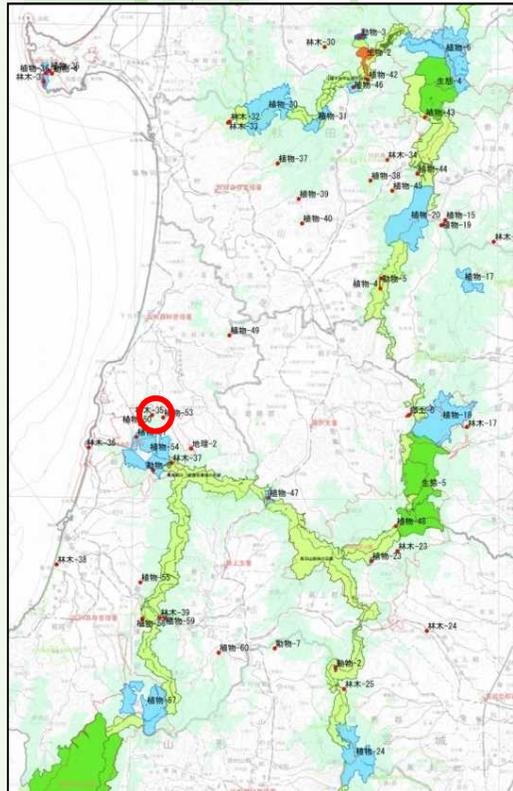
保護林区分の検討

本保護林は、巨木(単木)に着目して設定されたものであり、生態系というよりは単木の保護である。
このことから、引き続き機能類型を自然維持タイプとし、保護対象の維持を旨として管理経営を行うこととするが、保護林の設定はしない考え。
なお、法内の八本杉は秋田県により天然記念物に指定されており、今後も指定に基づいた管理経営を行うことにより、適正な保全を図る考え。

再編後の保護林区分等

自然維持タイプ(機能類型)

53 鶯川ブナ 植物群落保護林



○前年画像



概況

秋田県由利本荘市に位置している。

伐採の方法別にブナ稚樹の発生状況や生長の推移などの資料を得るために設定されたブナ天然更新比較展示林でもあり、伐採方法の違いにより、皆伐区・択伐区・無処理区に分けられている。

面積: 2.19ha、**設定:** 平成3年

林相: 広葉樹を主体とした天然林(林齢:約200年生)

目的: ブナ及び天然更新による稚幼樹の保護

法令・規則: 鳥海国定公園(3特)、ブナ天然更新比較展示林



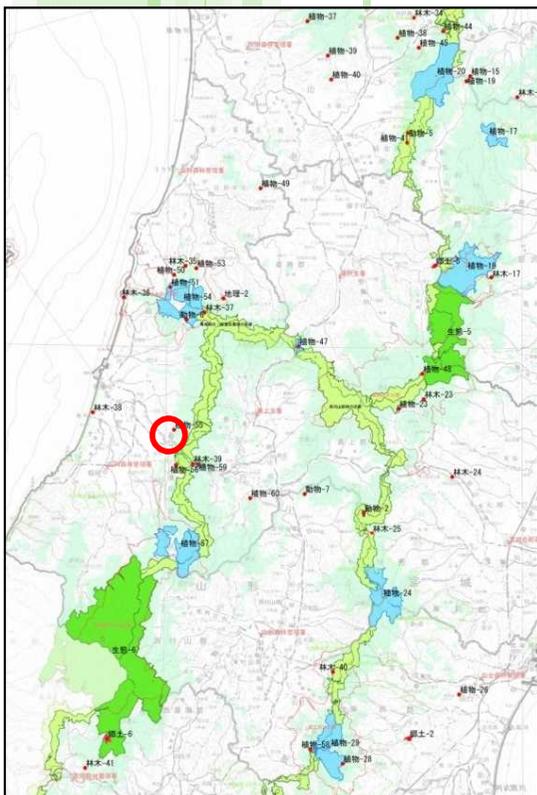
保護林区分の検討

本保護林は、展示林(模範的な施業を行った林分等のうち、長期的に存置し、国民各層への森林施業についての広報等に利用することが適当な林分。)であること、また、面積が5haに満たないため、引き続き展示林としての機能を維持するよう管理経営をすることとし、保護林は設定しない考え。

再編後の保護林区分等

展示林、自然維持タイプ(機能類型)

55 小林川ツゲ 植物群落保護林



概況

山形県酒田市に位置している。
小林川右岸のツゲ群落で、自生北限地とされている。

面積: 0.57ha、**設定:** 平成5年

林相: 広葉樹を主体とした天然林(林齢:約80年生)

目的: ツゲ群落の保存

法令・規則: (水源涵養保安林)



○衛星画像



(18)986 町(郡) 地名付 スイッチ オフ(ON/OFF) 1:100,000

保護林区分の検討

本保護林は、ツゲ(絶滅危惧Ⅱ類:県レッドデータブック)の自生北限地であることから設定されたものであるが、面積が極めて小さいため、引き続き機能類型を自然維持タイプとし、保護対象の維持を旨として管理経営を行うこととするが、保護林の設定はしない考え。

再編後の保護林区分等

自然維持タイプ(機能類型)

56 板敷沢大谷地湿原 植物群落保護林

概況

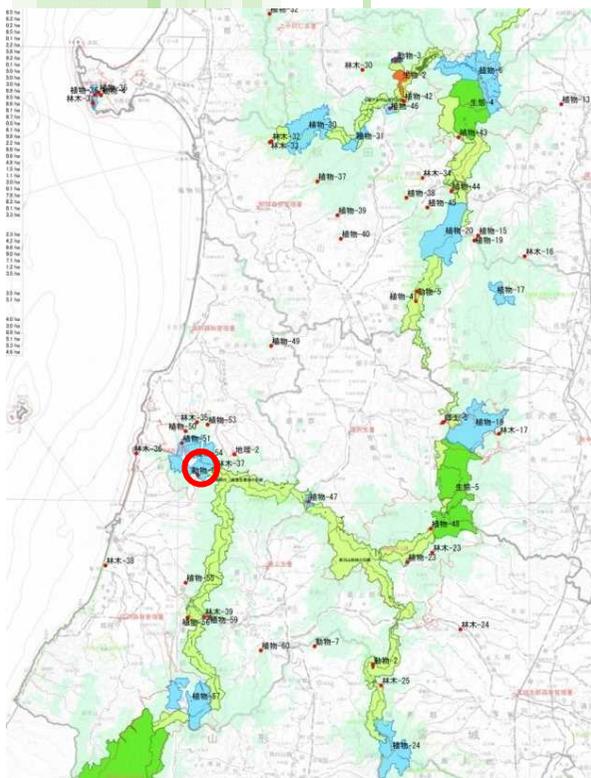
山形県庄内町に位置している。
集落近くの平地に準ずる低海拔地域にある湿原で、アゼスゲ、ヤマドリゼンマイ、オオミズゴケなどの低層湿原植物が群落を形成しており、周辺にはハンノキが占有する湿地林がある。

面積: 4.79ha、**設定:** 平成15年

林相: 広葉樹を主体とする天然林(林齢:約70年生)

目的: 低層地湿原とその周辺のハンノキが占有する湿地林を含む多様な植物群落の保存

法令・規則: (水源涵養保安林)



○毎年回復



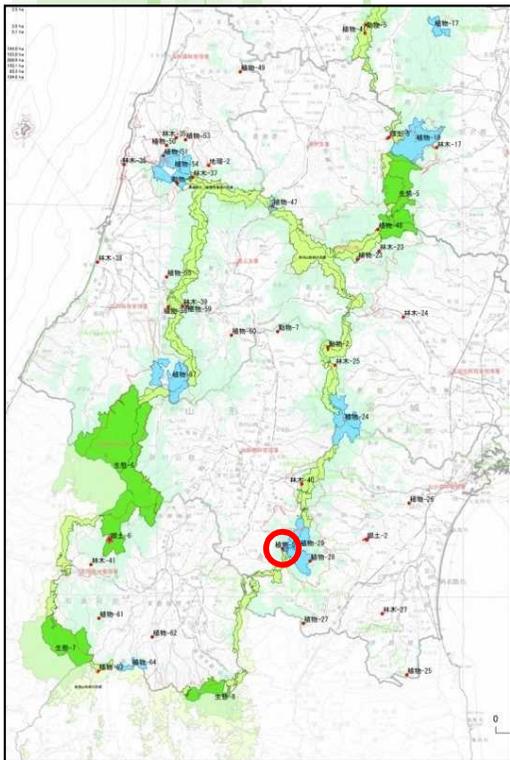
保護林区分の検討

本保護林は、湿原に着目して設定されたものであるが、面積が5haに満たないため、引き続き機能類型を自然維持タイプとして、自然の推移に委ねる管理経営を行うこととするが、保護林の設定はしない考え。

再編後の保護林区分等

自然維持タイプ(機能類型)

58 御清水の森スギ 植物群落保護林



概況

山形県上山市に位置している。
スギの主体とした文政年間に植栽された高標高地に生育する高齢級の人工林であり、スキー場内の森林であって蔵王国定公園に位置している。
また、植林されたスギが林立しており、一帯はかつて蔵王信仰の登山口として賑わったところであり、スギの他にミズナラやブナが混生している。

面積: 1.09ha、**設定:** 平成16年

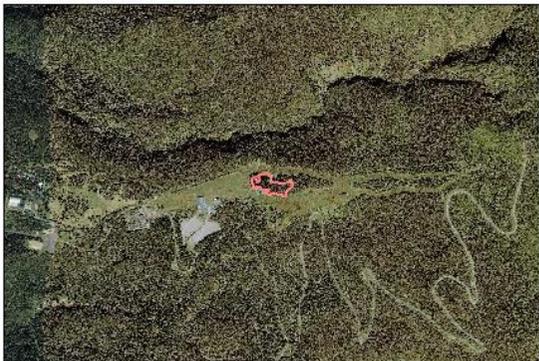
林相: 主にスギ人工林(林齢:約200年生)

目的: 文政年間に植栽された高標高地に生育するスギ林の保存

法令・規則: 蔵王国定公園(2特)、鳥獣保護区(普)



衛星画像



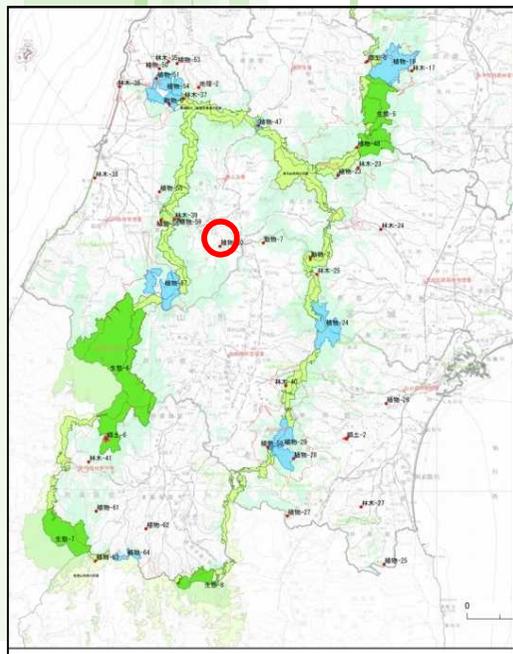
保護林区分の検討

本保護林は、高標高地に生育するスギに着目して設定されたものであるが、面積が非常に小さいこと、そもそも古い人工植栽であることから、引き続き機能類型を自然維持タイプとし、保護対象の維持を旨として管理経営を行うこととするが、保護林の設定はしない考え。

再編後の保護林区分等

自然維持タイプ(機能類型)

60 岩神権現杉及び 岩神権現のクロベ 植物群落保護林



0周年回換



概況

山形県大蔵村に位置している。

樹高約25m、幹周り約7.1mのスギの天然林の巨木と、樹高約25m、幹周り約12.2mのクロベの天然林の巨木である。

面積: 0.05ha、**設定:** 平成11年

林相: スギ・クロベを主体とした天然林(林齢:約30~190年生)

目的: スギ及びクロベの保存

法令・規則: 大蔵村指定天然記念物



保護林区分の検討

本保護林は、巨木(単木)に着目して設定されたものであり、生態系というよりは単木の保護である。

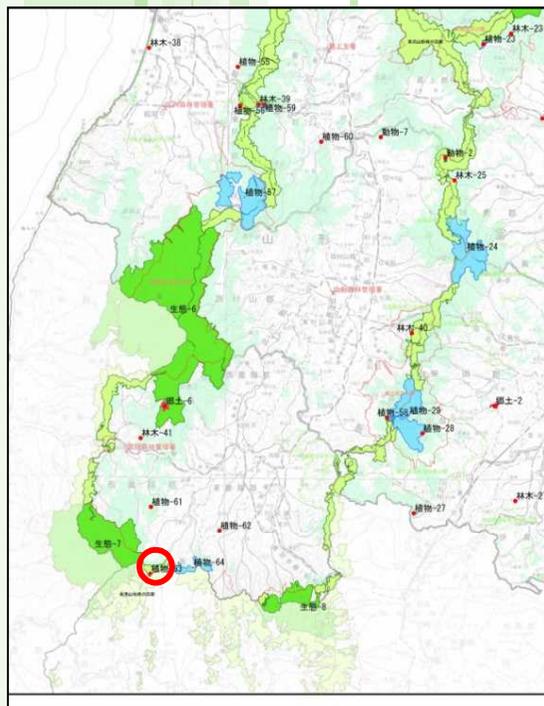
このことから、引き続き機能類型を自然維持タイプとし、保護対象の維持を旨として管理経営を行うこととするが、保護林の設定はしない考え。

なお、本スギ及び本クロベは大蔵村により天然記念物に指定されており、今後も指定に基づいた管理経営を行うことにより、適正な保全を図る考え。

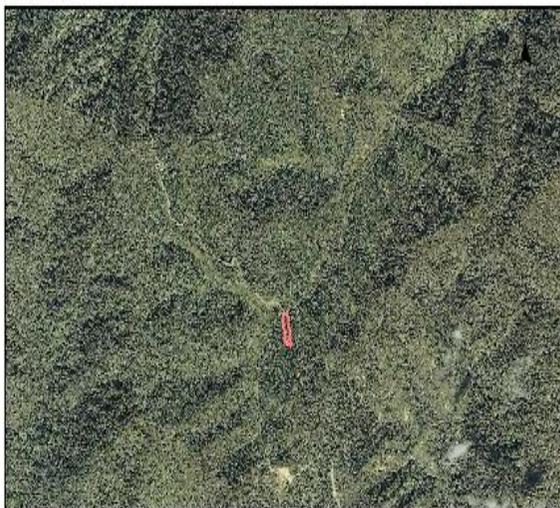
再編後の保護林区分等

自然維持タイプ(機能類型)

63 谷地平オサバグサ 植物群落保護林



○衛星画像



(5)国土地理院「衛星画像」(2014年) (6)国土地理院「衛星画像」(2014年)

概況

山形県飯豊町に位置している。
高山、亜高山の針葉樹林内に自生するものが多いが、ここでは広葉樹林内に自生しており珍しい。
また、高木層にブナ、スギ、亜高木層にスギ、低木層にリョウブ、草本層にヤマソテツ、リョウメンシダが生育している。

- 面積:** 0.10ha、 **設定:** 平成2年
- 林相:** 広葉樹を主体とした天然林(林齢:約220年生)
- 目的:** オサバグサの保存
- 法令・規則:** 鳥獣保護区(普)



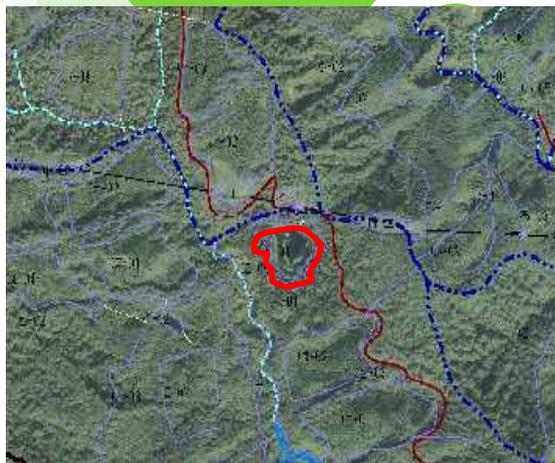
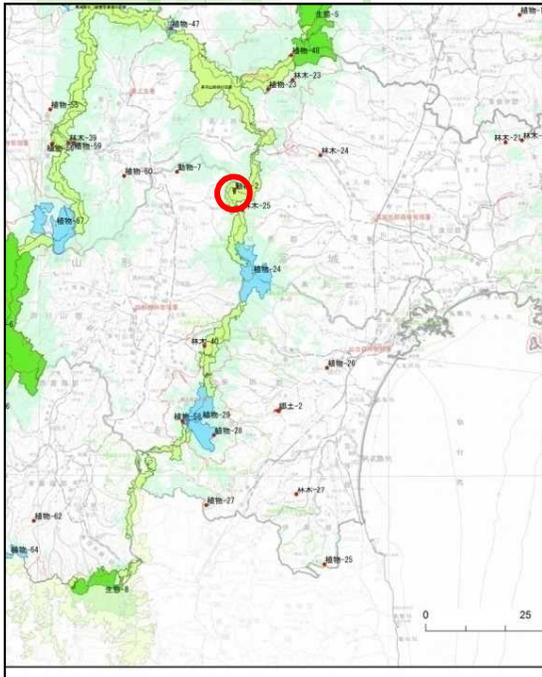
保護林区分の検討

本保護林は、オサバグサ(絶滅危惧Ⅱ類:県レッドデータブック)に着目して設定されたものであるが、面積が極めて小さい一方、文献調査では当該地域(飯豊山谷地平湿原周辺)にも見られることなどから、引き続き自然維持タイプとし、保護対象の維持を旨として管理経営を行うこととするが、保護林の設定はしない考え。

再編後の保護林区分等

自然維持タイプ(機能類型)

65 商人沼 植物群落保護林



概況

宮城県加美町に位置している。

商人沼に生育するヒメカイウ、ヒメミクリ等の貴重な湖泥植物やこれらに依存するキンイロネクイハムシ等の昆虫類、キンブナとギンブナの間種とみられるフナと宮城県レッドリストにおいて絶滅危惧種に指定されているシナイモツゴが生息している。

面積: 2.25ha、**設定:** 平成26年

林相: 広葉樹を主体とした天然林(林齢:約60年生)

目的: 沼及びその周辺に生育・生息する生物多様性の保護

法令・規則: 県指定自然環境保全地域、鳥獣保護区(普)



保護林区分の検討

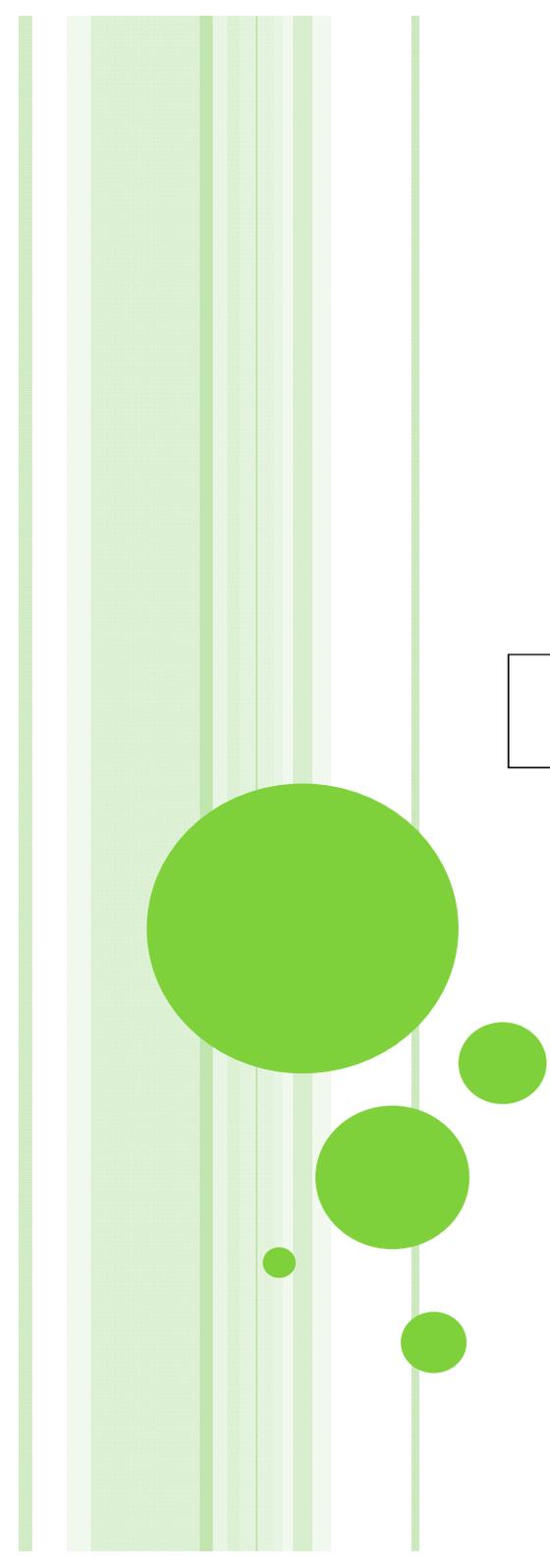
本保護林は、沼に生育する植生及びシナイモツゴの生息環境を保全することを目的としており、沼の生態系という特殊な立地条件に成立する植生を保護対象としているが、面積要件5ha以上を満たしておらず、引き続き自然維持タイプとして、自然の推移に委ねる管理経営を行うこととするが、保護林の設定はしない考え。

また、本保護林は緑の回廊の中に位置しており、単純に保護林を解除した場合、当該箇所の緑の回廊に空白地帯が生じてしまうことから、本保護林区域を緑の回廊に組み込むこととする。

なお、同区域は、県自然環境保全地域にも指定されており、今後もこの指定等に基づいた管理経営を行うことにより、適正な保全を図る考え。

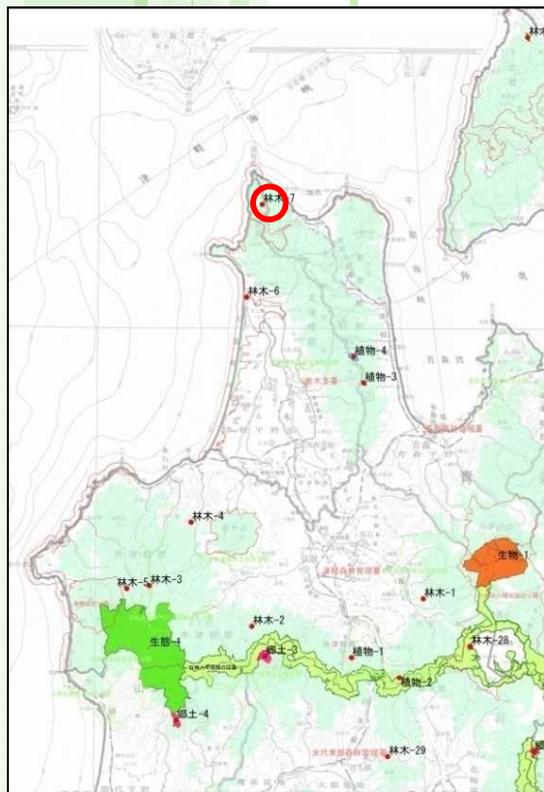
再編後の保護林区分等

奥羽山脈緑の回廊、自然維持タイプ(機能類型)



林木遺伝資源保存林(5ha未満のもの)

7 北小泊ヒバ林木 遺伝資源保存林



概況

青森県中泊町に位置している。

ヒバの天然林であり、ha当たり1,000m³の蓄積があるヒバ林で、最大胸高直径90cm、最大樹高28～30mである。

面積: 3.85ha、 **設定:** 平成2年

林相: 針葉樹を主体とした天然林(林齢:約190年生)

目的: ヒバの保存

法令・規則: 津軽国定公園第(3特)、鳥獣保護区(普)



○衛星画像



【2006年撮影】衛星画像(イメージ) 1:25,000

保護林区分の検討

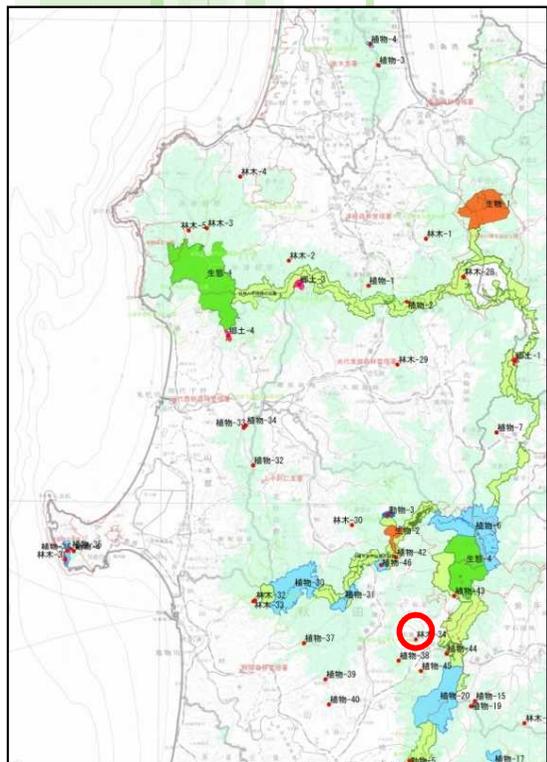
本保護林は、ヒバに着目して設定されたものであるが、面積が5haに満たないため、保護林の設定はしない考え。このことから、引き続き機能類型を自然維持タイプとし、保護対象の維持を旨として管理経営を行うこととする。

なお、津軽国定公園(第3種特別地域)に含まれており、今後も指定に基づいた管理経営を行うことにより、適正な保全を図る考え。

再編後の保護林区分等

自然維持タイプ(機能類型)

34 田沢湖コナラ 林木遺伝資源保存林



概況

秋田県仙北市に位置している。
保護対象となるコナラの天然林は、田沢湖岸と道路に挟まれた山地斜面と湖岸の段丘面から構成されており、本数率35%、材積率で55%と優占している。

面積: 4.67ha、**設定:** 平成3年

林相: 針葉樹を主体とした天然林(林齢:約140年生)

目的: コナラの保存

法令・規則: 田沢湖抱返り県立自然公園(1特)、鳥獣保護区(特)



○衛星画像



保護林区分の検討

本保護林は、コナラに着目して設定されたものであるが、面積が5haに満たないため、保護林の設定はしない考え。
このことから、引き続き機能類型を自然維持タイプとし、保護対象の維持を旨として管理経営を行うこととする。
なお、田沢湖県立自然公園(第1種特別地域)に含まれており、今後も指定に基づいた管理経営を行うことにより、適正な保全を図る考え。

再編後の保護林区分等

自然維持タイプ(機能類型)

41 田沢頭ウバスギ 林木遺伝資源保存林

概況

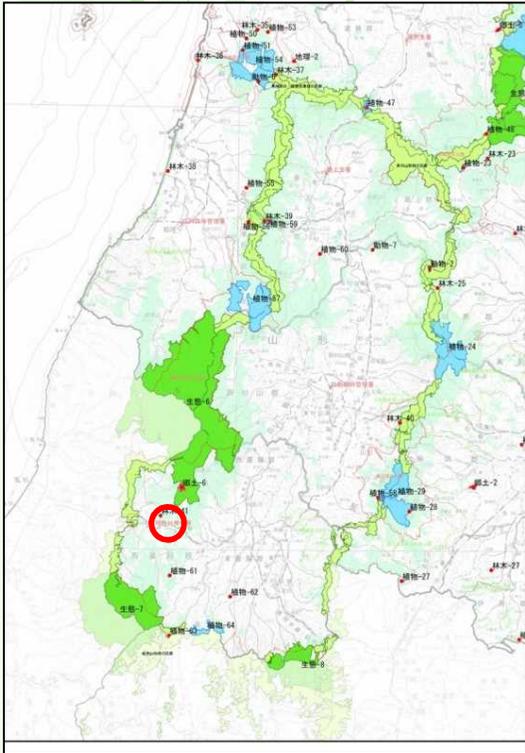
山形県小国町に位置している。
標高約300mの低地帯峰筋に僅かに群生しているスギを混生する天然林である。

面積: 1.15ha、**設定:** 平成2年

林相: 針葉樹を主体とした天然林(林齢:約190年生)

目的: ウバスギの保存

法令・規則: (水源涵養保安林)



○衛星画像



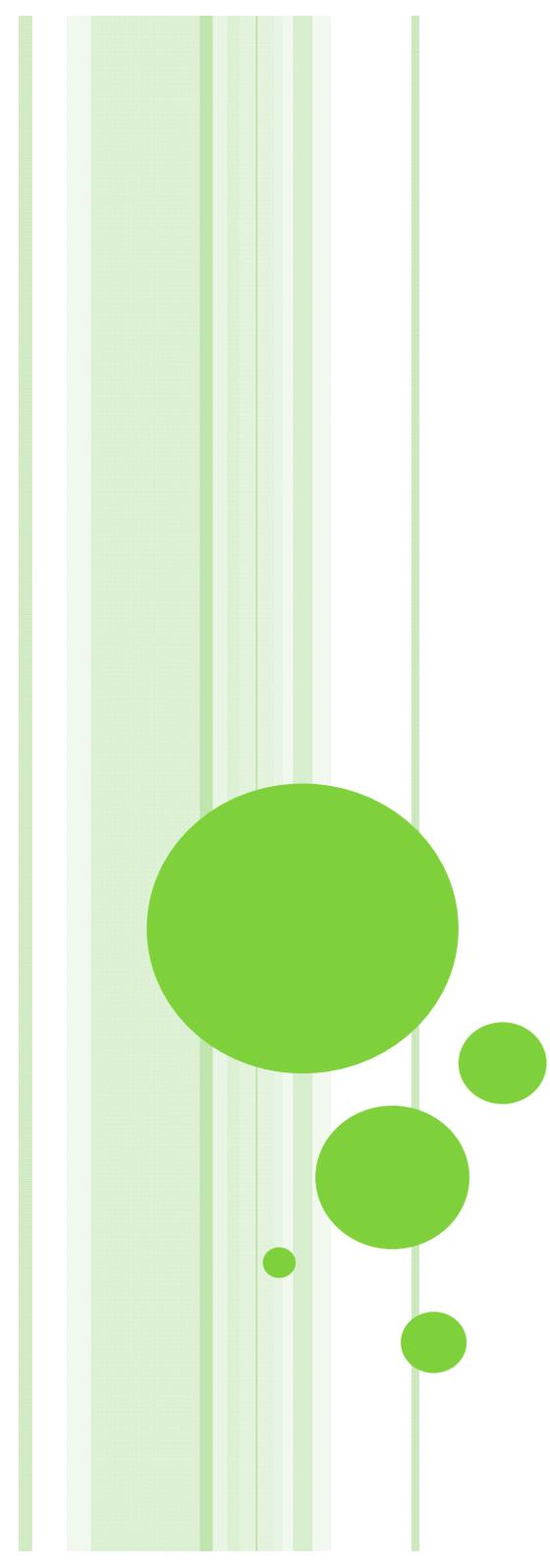
保護林区分の検討

本保護林は、スギに着目して設定されたものであり、低山地帯峰筋に僅かに群生しており、面積が非常に小さいことから、保護林の設定はしない考え。

なお、引き続き機能類型を自然維持タイプとし、保護対象の維持を旨として管理経営を行う考え。

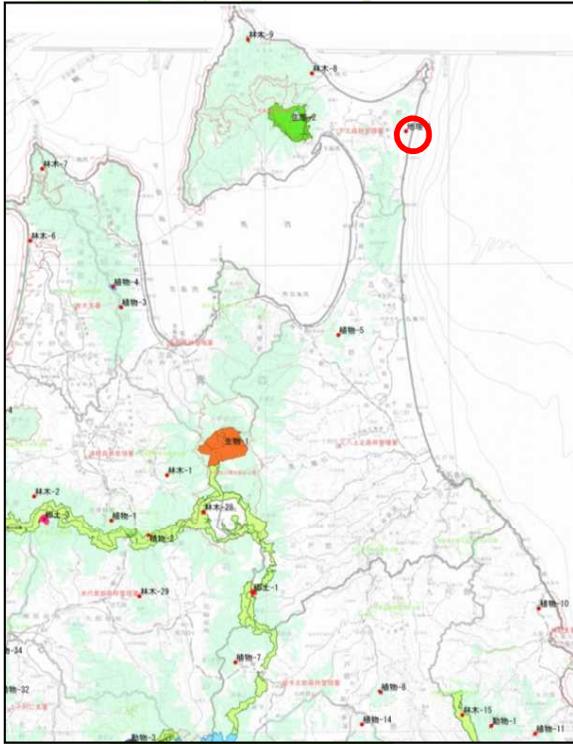
再編後の保護林区分等

自然維持タイプ(機能類型)



特定地理等保護林

1 猿ヶ森ヒバ埋没林 特定地理等保護林



概況

本ヒバ埋没林は、東流する猿ヶ森川の浸蝕により、数百年間砂丘に埋没していたヒバの立木百数十本が地表に露出したものであり、ヒバ埋没林とその環境の保護を図る。

面積: 3.52ha、**設定:** 平成4年

林相: 針葉樹を主体とする天然林(林齢:約80年生)

目的: 埋没林とその環境の保護

法令・規則: 県自然環境保全地域(特)、鳥獣保護区(普)



関係市町村からの意見

【期待する森林管理のあり方】

観光資源や教育・環境分野への活用としての機能を発揮する森林。

【市町村としての活用の希望】

下北ジオパーク構想を下北半島広域で取組んでおり、本ヒバ埋没林をジオサイトの1つとして位置付けている。そのようなことから、地表の生計の成り立ちや周辺に暮らす人々との関わりなどをコンテンツとして観光振興を図りたい。また、ヒバ埋没林の形成には、中世の森林資源の利用も深く関与することから、環境を考える教育の場としても活用できる。

保護林区分の検討

本保護林は、ヒバ埋没林(希少な地形・地質等)に着目して設定されたものであり、保護林として保護すべき生態系や生きた固有種が特別想定されていない。

このため、新保護林区分のいずれにも合致せず、保護林の設定はしないこととする。

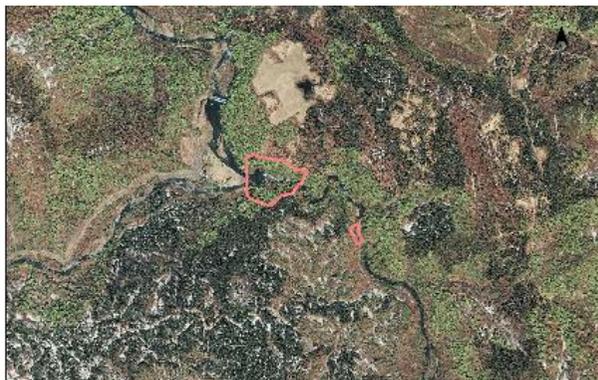
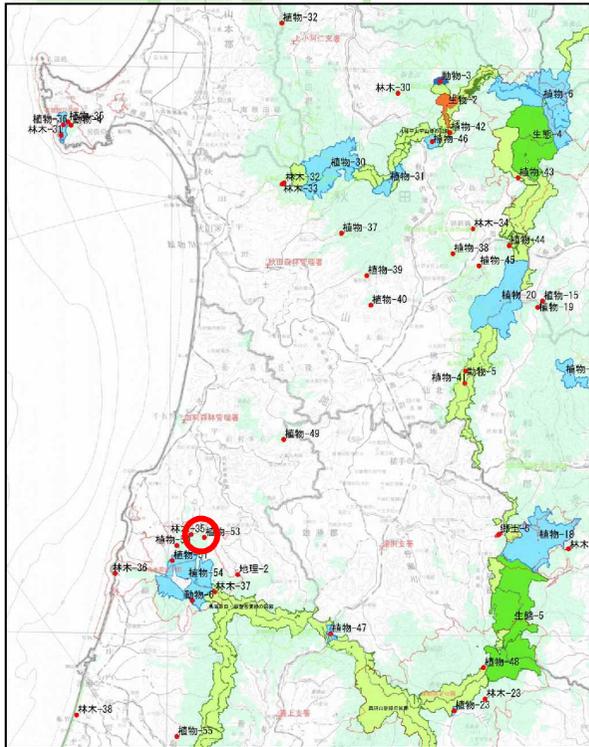
なお、本区域は別途県立自然環境保全地域に指定されており、今後もこの指定等に基づいた管理経営を行うことにより、適正な保全を図る。

一方、東通村では、埋没林を観光振興、環境教育の場として活用していきたいとの希望を有している。このことについては、今後地元での検討状況に応じて、適切な時期に活用に係る協定等を整理する方向で調整する。

再編後の保護林区分等

保護林外(必要に応じ「協定締結による国民参加の森づくり」の制度、貸付を活用して調整。)

2 法体の滝 特定地理等保護林



概況

法体の滝及び周辺の地形・地質等の保護を図る。

面積: 5.11ha、**設定:** 平成3年

林相: 広葉樹を主体とする天然林(林齢:約200年生)

目的: 法体の滝及び周辺の地形・地質の保護

法令・規則: 鳥海国定公園(1特)、史跡名勝天然記念物



関係市町村からの意見

【期待する森林管理のあり方】

現状を維持し、自然の推移に委ねる森林として保存されることを期待。

【市町村としての活用の希望】

これまで玉田溪谷に沿って散策道を整備し、森林浴や森林生態系の学習資料として活用しており、今後も森林生態系を維持し、これまで同様に森林を活用したい。

保護林区分の検討

本保護林は、法体の滝(希少な地形・地質等)に着目して設定されたものであり、保護林として保護すべき生態系や固有種が特別想定されていない。

このため、新保護林区分のいずれにも合致せず、保護林の設定はしないこととする。

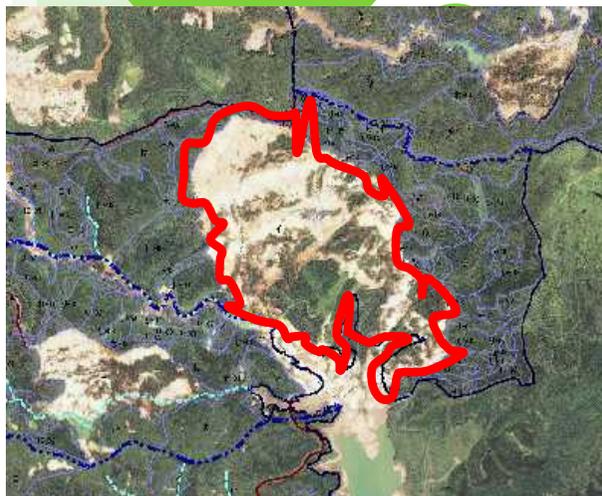
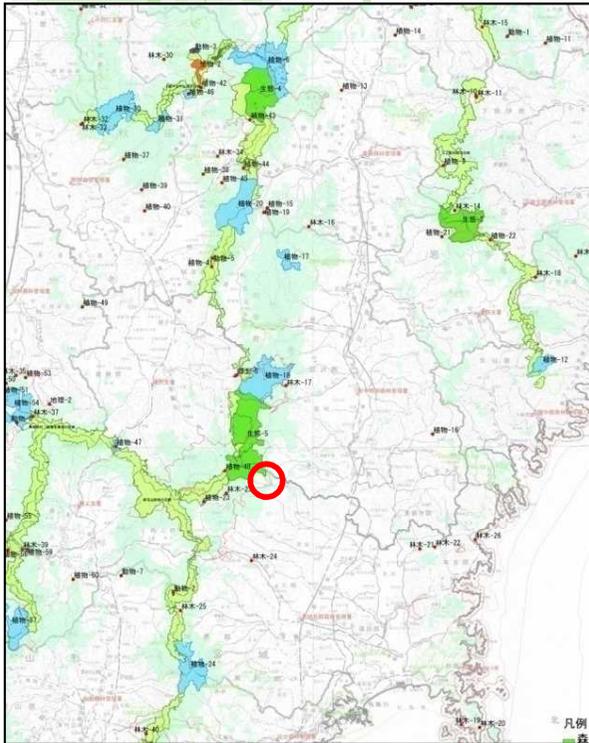
なお、当区域は別途県指定名勝及び天然記念物並びに国定公園(第1種特別地域)に指定されており、今後もこれら指定等に基づいた管理経営を行うことにより、適正な保全を図るものとする。

一方、由利本荘市では、今後も散策道を活用し森林浴や森林生態系の学習資料として活用を図っていきたいとの希望を有している。このことについては、これまでの市による散策道の整備経緯を踏まえ、適切な時期に活用に係る協定等を整理する方向で調整する。

再編後の保護林区分等

保護林外(必要に応じ「協定締結による国民参加の森づくり」の制度、貸付を活用して調整。)

3 荒砥沢 特定地理等保護林



概況

岩手・宮城内陸地震により発生した崩壊地等であり、特異な災害形態のみならず、我が国における今後の防災対策等に関する貴重な地質・地形がまとまってみられ、学識者からも高い注目を受けていることから保護を図る。

面積： 91.49ha、 **設定：** 平成26年

林相： 一

目的： 特異な災害形態のみならず、我が国における今後の防災対策等に関する貴重な地質・地形がまとまってみられることから保護を図る。

法令・規則： 一



関係市町村からの意見

【期待する森林管理のあり方】

貴重な崩壊群の地形や地質、景観等を保護するよう、適切な保全管理を希望。

【市町村としての活用の希望】

貴重な崩壊群の地形や地質、景観等を保護し、防災教育、学術研究、観光など多目的に活用し、27年に日本ジオパークに認定された「栗駒山麓ジオパーク」のジオサイトとして、既存の観光資源と結びつけながら、栗原市の活性化につなげたい。

保護林区分の検討

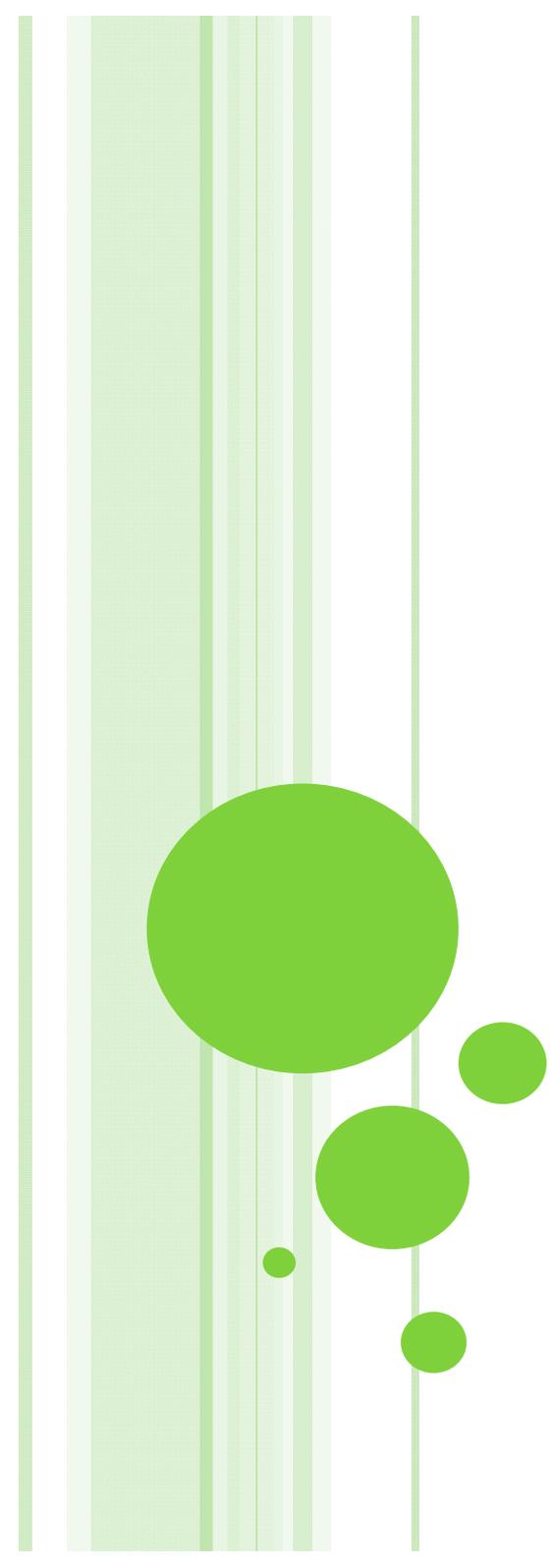
本保護林は、地震による大規模な崩壊地(希少な地形・地質等)に着目して設定されたものであり、保護林として保護すべき生態系や固有種が特別想定されていない。

このため、新保護林区分のいずれにも合致せず、保護林の設定はしないこととする。

一方、栗原市では、日本ジオパークのジオサイトとして、観光を含め多目的に活用していきたいとの希望を有している。このことについては、今後地元での検討状況に応じて、適切な時期に活用に係る協定等を整理する方向で調整する。

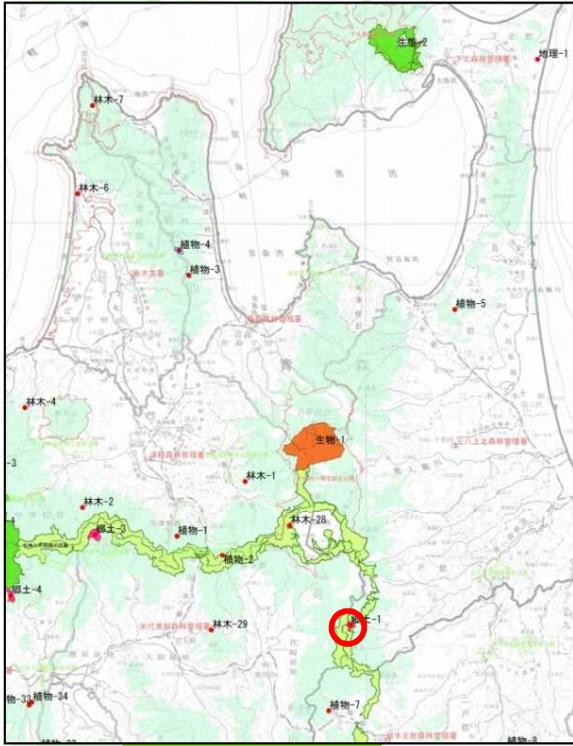
再編後の保護林区分等

保護林外(必要に応じ「協定締結による国民参加の森づくり」の制度、貸付を活用して調整。)



郷土の森

1 みろくの滝 郷土の森



概況

みろくの滝は高さ30mに達する溪流の滝で、古くから地元の象徴として親しまれており、また、四季を通じて人気が高く、活発な利用がされている。

このため、みろくの滝を中心とした森林を将来にわたって保護するとともに、森林を活用した広く住民の学習、憩いの場等として活用を図る。

面積: 163.98ha、**設定:** 平成2年

林相: 広葉樹を主体とする天然林(林齢:約110~160年生)

目的: 滝の保護及び活用の場を図る

法令・規則: 【一部】(水源涵養保安林、保健保安林)



関係市町村からの意見

【期待する森林管理のあり方】

地域の憩いの場としての森林。

【市町村としての活用の希望】

これまで観光スポットとして活用してきており、今後も観光の場として活用したい。

保護林区分の検討

本保護林は、みろくの滝(希少な地形・地質等)に着目して設定されたものであり、保護林として保護すべき生態系や固有種が特別想定されていない。

このため、新保護林区分のいずれにも合致せず、保護林の設定はしないこととする。

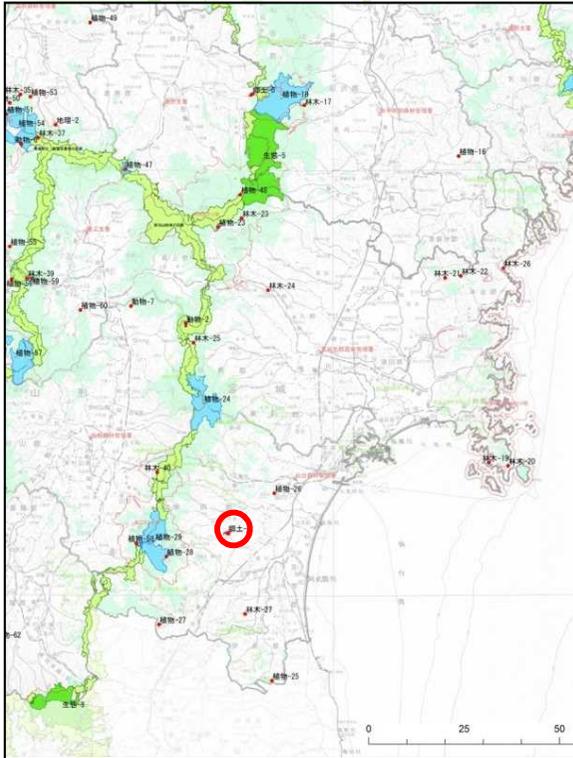
一方、本保護林は緑の回廊の中に位置しており、単純に保護林を解除した場合、当該箇所緑の回廊に空白地帯が生じてしまうことから、本保護林区域を緑の回廊に組み込むこととする。

他方、田子町では、今後も当該森林を観光の場として活用していきたいとの希望を有している。このことについては、必要に応じて活用に係る協定等を整理する方向で調整する。

再編後の保護林区分等

奥羽山脈緑の回廊(必要に応じ「協定締結による国民参加の森づくり」の制度、貸付を活用して調整。)

2 松尾観世音 郷土の森



概況

村田町の谷山自然公園として、古くから多くの信仰を集めている松尾観世音を中心に自然の保全を最優先にしつつ、町内外の人々が自然に触れて楽しみながら学習できる憩いの場として利用を図る。

面積: 102.99ha、**設定:** 平成6年

林相: 針広混交林の天然林(林齢:約70~110年生)

目的: 自然の保全を最優先に活用を図る

法令・規則: 県環境保全地域(普) 【一部】鳥獣保護区(特、普)



関係市町村からの意見

【期待する森林管理のあり方】

自然とのふれあいの場として、天然林については現状の維持を、また人工林に関しては間伐等の手入れが行われることを期待。

【市町村としての活用の希望】

東日本大震災以前は、ハイキングコースなども整備され、観光スポットとして、町民のみならず、他市町村、県外からの訪問客の自然とのふれあい、また憩いの場として活用。

東日本大震災により、ハイキングコースの一部が崩落し、現在は閉鎖している状況であるが、今後、ハイキングコースのルートを見直して活用を再開したい。

保護林区分の検討

本保護林は、多くの信仰を集めている松尾観世音を中心として、周囲にある森林にも触れて楽しみながら学習できる場とすることを目的としており、保護林として保護すべき生態系や固有種が特別想定されていない。

このため、新保護林区分のいずれにも合致せず、保護林の設定はしないこととする。

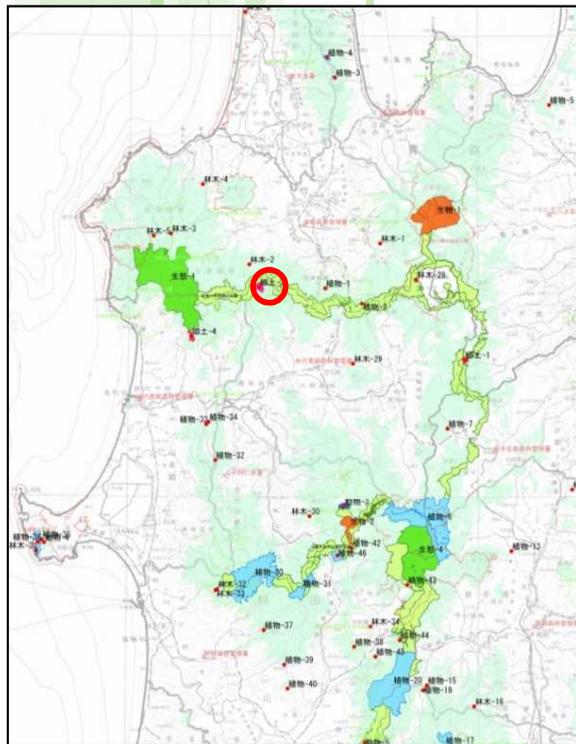
なお、当区域の約半分の区域が別途鳥獣保護区(特別保護地区)に指定等されており、今後もこれら指定等に基づいた管理経営を行うことにより、適正な保全を図るものとする。

一方、村田町では、今後ハイキングコースを再整備、再開させたいとの希望を有している。このことについては、必要に応じて活用に係る協定等を整理する方向で調整する。

再編後の保護林区分等

保護林外(必要に応じ「協定締結による国民参加の森づくり」の制度、貸付を活用して調整。)

3 たしろ白神 郷土の森



概況

ブナを主とする広葉樹天然林であり、森林・林業の町として繁栄してきた大館市の象徴として、また地域住民にとってシンボリックな森林であることから、将来にわたって保全するとともに、自然と調和した整備を行い、ふれあいの場・自然観察の場等として活用することにより、地域の活性化と振興を図ることを目的とする。

面積: 368.89ha、**設定:** 平成6年

林相: 広葉樹を主体とする天然林(林齢:約145~185年生)

目的: 自然の保全を最優先に活用の場を図る

法令・規則: 田代岳県立自然公園(3特)



関係市町村からの意見

【期待する森林管理のあり方】

樹齢140年以上のブナを主とする広葉樹天然林の宝庫であり、このような原生林を残すことができるよう管理されることを期待。

【市町村としての活用の希望】

当該原生林を保護し、後世に残すことができるようしていきたい。また、白神山系の広葉樹天然林帯の一部として活用できれば良いと考える。

なお、これまで、当該天然林を見渡せる展望所、駐車場敷を保護林外の早口林道沿いに整備している。

保護林区分の検討

本保護林は、大館市の要請により地域の象徴であるブナの天然林を保護し地域振興を図ることに着目して設定されたものであり、同市は当該天然林が引き続き現状のまま維持されることを希望している。

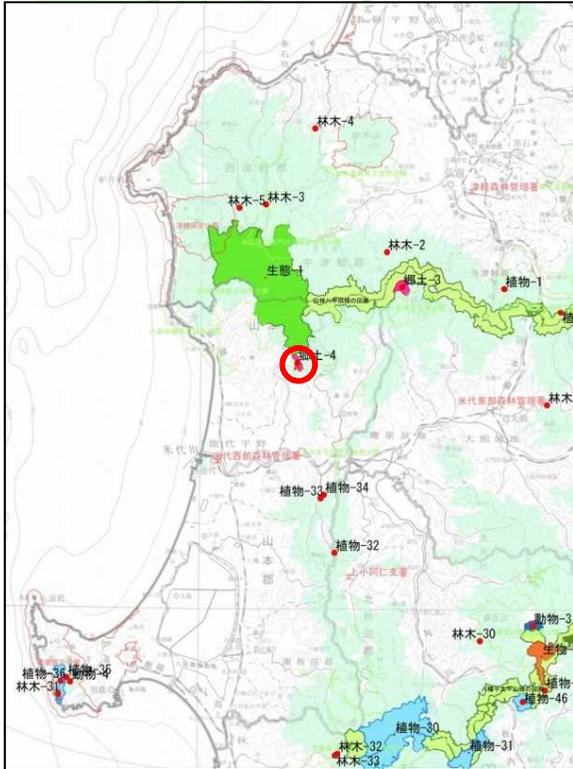
一方、良質なブナ天然林としては、近隣に白神山系森林生態系保護地域があり、また、すでにブナの保護を目的とした保護林は複数存在するため、引き続き禁伐区域として維持することとするが、保護林の設定はしないこととする。

他方、本保護林は緑の回廊に接続しており、単純に保護林を解除した場合、当該箇所の緑の回廊が狭隘になってしまうことから、本保護林区域を緑の回廊に組み込むこととする。

再編後の保護林区分等

白神八甲田緑の回廊

4 ふたついで白神 郷土の森



概況

ブナの天然林であり、森林・林業の町である能代市二ツ井町を象徴する景勝地として地域住民から親しまれている。このため、能代市二ツ井町のシンボルとして保全するとともに、自然と調和した利活用を図ることにより、能代市二ツ井町の活性化と森林関連産業の振興を図ることを目的とする。

面積: 195.08ha、**設定:** 平成7年

林相: 広葉樹を主体とする天然林(林齢:約80~180年生)

目的: 自然の保全を最優先に活用の場を図る

法令・規則: 一



関係市町村からの意見

【期待する森林管理のあり方】

自然の推移に委ねる森林、地域の憩いの場としての森林。

【市町村としての活用の希望】

郷土の森の設定により、県内外から多くの山ファンが来訪するようになり、「ふたついで白神郷土の森」の知名度が上がった。

また、森林や環境について市民の関心も深まった。

現在、二ツ井町観光協会が不定期ではあるが散策ツアーを開催しており、市としては誰でも快適に散策できるよう道路維持修繕や、休憩施設・トイレの維持管理に努めている。

今後も、地域住民のシンボリックな森林として将来にわたって保全するとともに、自然と調和した整備を行い、自然とのふれあいの場、自然観察の場として活用したい。

保護林区分の検討

本保護林は、地元能代市二ツ井町の要請により地域の象徴であるブナの天然林を保護し地域振興を図ることに着目して設定されたものである。

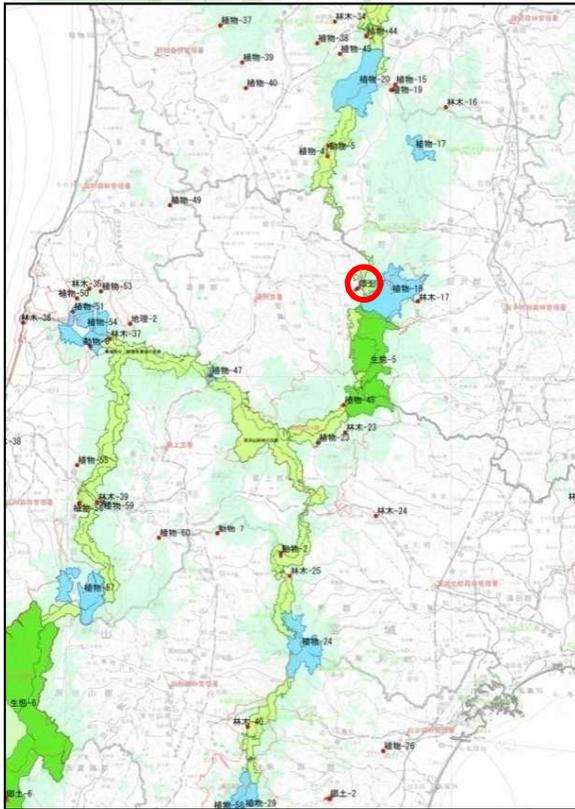
また、能代市二ツ井町では、今後も自然と調和した整備を行い、自然とのふれあいの場や自然観察の場として活用を図っていききたいとの希望を有している。

このため、これまでの能代市二ツ井町による各種施設の整備経緯を踏まえ、今後も能代市二ツ井町による積極的な活用を促進できるよう管理経営することが適当と考えられることから、保護林の設定はしないこととし、適切な時期に活用に係る協定等を整理する方向で調整する。

再編後の保護林区分等

保護林外(必要に応じ「協定締結による国民参加の森づくり」の制度、貸付を活用して調整。)

5 天正の滝 郷土の森



概況

天正の滝は、古くから地元の信仰を集め、親しまれており、また、四季を通じて人気が高く、活発な利用がされている。このため、天正の滝を中心とした森林を将来にわたって保護するとともに、森林を活用した広く住民の学習、憩いの場等として整備することにより、地域の活性化と振興を図ることを目的とする。

面積: 85.26ha、**設定:** 平成3年

林相: 広葉樹を主体とする天然林(林齢:約70~110年生)

目的: 自然の保全を最優先に活用を図る

法令・規則: (水源涵養保安林、保健保安林)



関係市町村からの意見

【期待する森林管理のあり方】

天正の滝と周辺の落葉広葉樹林が調和した憩いの場として、村民や村を訪れる観光客に長年にわたり愛されている。自然の推移に委ねることを基本とするが、訪れる人々の安全を確保するため、散策路や防護柵の設置など自然景観と調和した最低限の整備をして管理されることを期待。

【市町村としての活用の希望】

郷土の森に設定されたことにより、この場所を訪れる人々が増加傾向にあり、村の重要な観光資源のひとつとして位置づけられている。

これまで、自然観察会や写真サークルの撮影会などの会場として活用されているほか、隣接している村有地と併せて小学校の森林学習教室の場として活用している。

今後も今まで同様に地域の憩いの場として活用したい。

保護林区分の検討

本保護林は、天正の滝(希少な地形・地質等)に着目して設定されたものであり、保護林として保護すべき生態系や固有種が特別想定されていない。

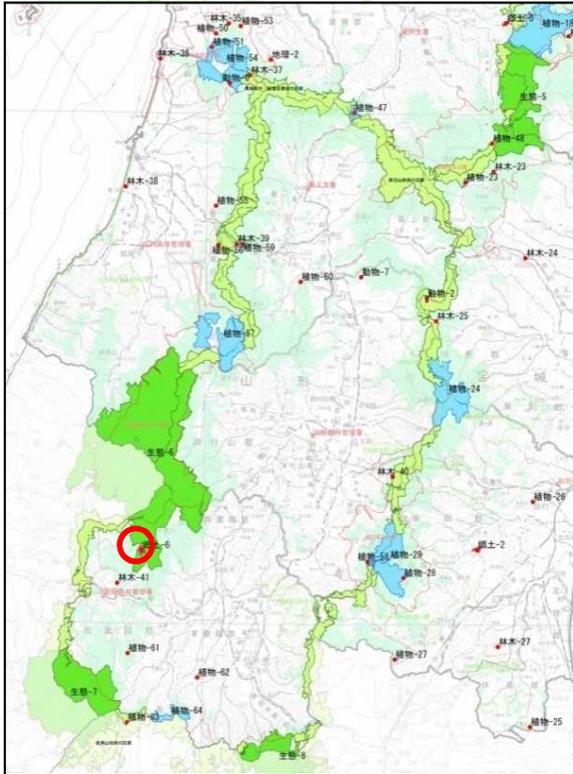
このため、新保護林区分のいずれにも合致せず、保護林の設定はしないこととする。

一方、東成瀬村では、今後も憩いの場として活用を図っていきたいとの希望を有している。このことについては、本区域は現在レクリエーションの森(自然観察教育林)であり、今後もレクリエーションの森として管理を行う。

再編後の保護林区分等

保護林外(既存のレクリエーションの森(自然観察教育林)として整理。)

6 おぐに白い森 郷土の森



概況

金目側源流域の通称ヨモギ平、在所平周辺一帯のブナを主とする広葉樹天然林は、自然景観にも優れ、地域住民にとってのシンボリックな森林である。

このため、小国町の地域開発の取組の一環として、当該地域を将来にわたって保護するとともに、広く森林を活用した住民の学習、憩いの場等として整備し、地域の活性化と振興を図る。

面積: 184.56ha、**設定:** 平成4年

林相: 広葉樹を主体とする天然林(林齢:約90~160年生)

目的: 自然の保全を最優先に活用を図る

法令・規則: 鳥獣保護区(普)



関係市町村からの意見

【期待する森林管理のあり方】

地元住民のみならず町内外からの来訪者にとって、山の紅葉や森林浴を楽しむ場として利用されており、今後も、当該森林が将来にわたって保護され、紅葉が楽しめる森林、森林浴等自然の恩恵が得られる場所として管理されることを期待。

【市町村としての活用の希望】

当該森林は、ブナを主とする広葉樹天然林が保存されており、将来にわたって保護していきたい。その中で、雄大な自然の紅葉を間近で展望できる場、森林浴を楽しむ場として残し、地元住民等が安全に入山できる場所として管理していきたい。

小国町では、当該森林において平成7、8年度に、森林浴歩道、給水施設、トイレ、案内板を整備しており、今後も町の観光地の一つとして、地域振興のため活用したい。

保護林区分の検討

本保護林は、小国町の要請により地域の象徴であるブナの天然林を保護し地域振興を図ることに着目して設定されたものである。

また、同町では、今後も雄大な自然の紅葉を間近で展望できる場、森林浴を楽しむ場として残し、地元住民等が安全に入山できる場所として管理し、地域振興に活用したいとの希望を有している。

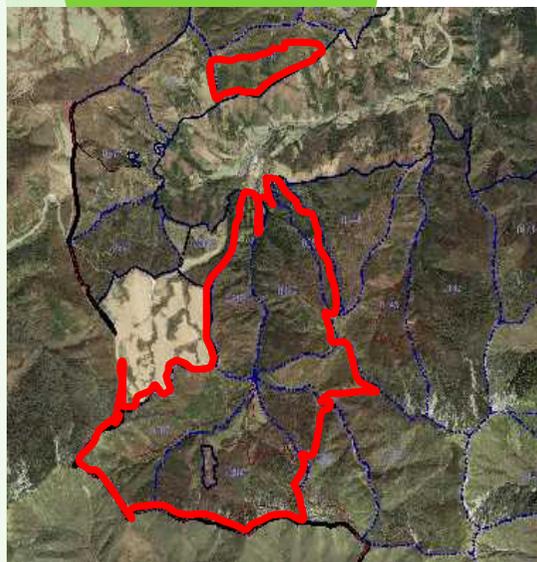
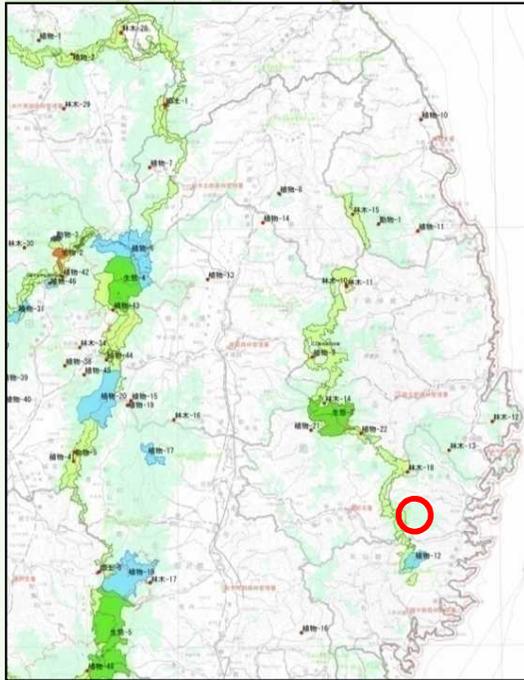
このため、これまでの同町による各種施設の整備経緯を踏まえ、今後も同町による積極的な活用を促進できるよう管理経営することが適当と考えられることから、保護林の設定はしないこととする。

なお、本区域は現在レクリエーションの森(自然観察教育林)であり、現在継続に向け調整中である。

再編後の保護林区分等

保護林外(既存のレクリエーションの森(自然観察教育林)として整理。)

7 橋野鉄鉱山 郷土の森



概況

世界文化遺産(橋野鉄鉱山)に所在する森林は、高炉が操業されていた時期、その燃料を供給していた。本保護林はこうした時代の産業景観を保全するとともに、教育や文化的に利用可能な空間を創出し 釜石市の活性化や郷土への誇りの醸成を図ることを目的とする。

面積: 489.67ha、**設定:** 平成25年

林相: カラマツ、スギ、アカマツの人工林を主体とし、部分的にナラ等の天然林が分布

目的: 産業景観の保全及び釜石市の活性化や郷土への誇りの醸成を図る

法令・規則: 【一部】(水源涵養保安林)



関係市町村からの意見

【期待する森林管理のあり方】

現状の保全体制の維持を期待。

【市町村としての活用の希望】

郷土の森の設定により、世界遺産の構成資産である橋野鉄鉱山の資産及び緩衝地帯を保全することを確たるものとする事ができた。

これまで郷土の森の協定に基づき、モニタリングや現地見学会などを開催しており、今後もこれまでと同様に活用したい。

保護林区分の検討

本保護林は、世界文化遺産(橋野鉄鉱山)の保全対策の一環として、高炉稼働時代の植生を復元・維持することに着目して設定されたものであり、保護林として保護すべき生態系や固有種が特別想定されていない。

このため、新保護林区分のいずれにも合致せず、保護林としての設定はしないこととする。

一方、釜石市では、これまで同様世界文化遺産のモニタリングや現地見学会など、教育、文化的な活用希望を有している。

このことについては、世界遺産登録時の管理保全計画の記載とも関連するため、新たな協定締結を検討する。

その際、管理保全計画への記載ぶりが後退しないように検討することが必要。

再編後の保護林区分等

保護林外(今後も橋野高炉の稼働時代の森林の再現やモニタリング、現地検討会などの多様な活動を森林管理局、署及び釜石市が連携して行えるよう、新たな協定締結を行う方向で調整。その際、現行の世界遺産管理保全計画への影響が最小限となるよう整理。)